

平成26年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成26年9月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年9月9日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	延会	平成26年9月9日	16時50分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		8番	大山勝代		10番	品川義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 後藤 信 八

- (1) 基山町財政運営の課題を問う
- (2) 高齢化に伴う地域活動の課題について

2. 牧 蘭 綾 子

- (1) 「住マイむなかた」のような住まいとくらしの地域情報センターの設置に向けて
- (2) けやき台緑地管理維持全般について
- (3) 図書館工事完了までに対処しておく内容について

3. 重 松 一 徳

- (1) コミュニティバス運行について
- (2) 入札制度改革について
- (3) まちづくり基本条例の見直しについて

4. 神 前 輔 行

- (1) ホームページについて
- (2) ごみ処理について
- (3) おむつ交換台設置について

5. 久保山 義 明

- (1) 情報の公開と共有について
- (2) 新しい歴史民俗資料図書館の運営について

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤信八議員。

○7番（後藤信八君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番議員の後藤でございます。傍聴席の皆様、早朝から町議会にお越しいただきましてありがとうございます。

今回はトップバッターということで少し緊張いたしておりますが、しっかりと町政をただしたいと思っております。

通告内容に従って質問します。

大きな項目の第1に、基山町の財政運営の課題を問います。

基山町は、他の市町に比べ、町税を中心に自主財源が多く、財政力は比較的高く、健全財政と理解されておりますが、一方で、経常収支比率が高どまりし、財政構造が硬直化しており、新たな行政需要に自由に対応できない体質ではないかとの疑問があります。次世代にツケを先送りしない公平な負担に基づく財政運営であるかの視点でただします。

まず第1に、経常収支比率の観点から財政構造の弾力性を問います。

ア、財政構造の重要指標である経常収支比率の算式と、その見方をわかりやすく示してください。イ、過去5年間の経常収支比率を示してください。ウ、基山町の経常収支比率が高どまりしている要因と財政運営上起きる問題点を具体的に示してください。エ、経常収支の改善について、今後の取り組みと見通しを述べてください。

第2に、世代間の公平負担の観点から、各事業における起債（借金）と基金の活用のあり方を問います。

ア、図書館等建設事業における予定財源の内訳を示してください。イ、事業における起債と基金の運用基準を示してください。

以上が第1点目であります。

次に、大きな項目の2つ目ですが、高齢化に伴う地域活動の課題について問います。

地域において急速に高齢化が進み、これまでのみんな元気を前提にした地域の活動が一部において限界に近づきつつあります。特に体力を使い、危険を伴う草刈りや体育大会の動員などがございますが、その中で、今回は大変多くの地域で活動している河川清掃の課題についてたずねます。

ア、河川清掃の主管はどこか。委託の流れを示してください。イ、平成25年度の実績を示してください。該当区、清掃面積、委託料、単価等。ウ、高齢化に伴い区として河川清掃をやめざるを得ない場合、行政として当該区域の河川清掃にどう対応するのかを述べてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。それでは、後藤信八議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1項目めでございます基山町財政運営の課題を問うということで、(1)経常収支比率ということです。

アの財政構造の重要指標である経常収支比率の算式と見方を示せということです。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標とされており、この比率が低いほど行政需要に弾力的に対応できるということになり、財政構造に弾力性があるとされております。この指標は、経常経費充当一般財源額を経常一般財源総額プラス臨時財政対策債の合計で割ったものでございます。それで算出されております。

イの過去5年間（平成21年度から25年度）の経常収支比率を示せということです。本町の直近5年間の経常収支比率は次のようになっております。21年度が92.8、22年度が87.2、23年度が92.4、24年度が92.9、25年度が90.9でございます。

ウの基山町の経常収支比率が高どまりしている要因と財政運営上起きる問題点を示せということでございます。

経常収支比率の低い団体と比較して、義務的経費の支出が一定の割合以上あることが原因と考えられます。経常収支比率が100%に近くなると、経常一般財源の余裕が少なくなり、

財政の自由度が低くなっていくことが考えられます。

エの経常収支の改善について、今後の取り組みと見通しということでございますが、経常収支比率を改善するためには、引き続き経常経費の節減を実施していくことが必要であると考えます。

(2)でございます。世代間の公平負担の観点から、起債と基金のあり方を問うということ。

アの図書館建設事業の予定財源の内訳を示せということ。

図書館建設事業につきましては、総事業費7億6,940万6,000円を計画いたしております。その財源につきましては、地域活性化事業を利用した起債を5億7,350万円、残りの1億9,590万6,000円を基金と一般財源で賄う計画にいたしております。

イの事業における起債と基金の運用基準を示せということでございます。

普通建設事業を実施する場合の起債と基金の運用については、特に基準は設けておりませんが、一般的に事業を計画する場合には、まず補助金、次に有利な起債を検討し、残りの町負担額について基金の繰り入れと一般財源の検討を行います。基金と一般財源の比率につきましては、基金残高その他の要因で変化してまいります。

2項目めの高齢化に伴う地域活動の課題についてということ。

(1)基山町における河川清掃の課題。

アの河川清掃の主管はどこか。委託の流れを示せということでございます。

河川の管理は東部土木事務所で、河川清掃は管理課、伐採委託については工務課が担当しております。委託の流れとしましては、東部土木事務所が基山町河川愛護協会に町内河川の草刈り及び刈り草の焼却業務を一括して委託し、受託者である協会は春と秋の年2回委託業務を遂行し、東部土木事務所に業務完了の報告を行うことで、委託料の振り込みが行われるという流れになっております。

イの平成25年度の実績を示せということ。該当区、清掃面積、委託料、単価ということですが、該当区は1区から12区で、委託総面積は10万2,964平方メートルです。平成25年度は委託料として695万円が支払われており、この中から事務費を差し引いた額を面積割りして各区に分配しています。各区に分配した総額は684万6,400円で、1平方メートル当たり約66.5円の単価となっております。

ウの高齢化に伴い区として河川清掃をやめざるを得ない場合、当該区域の河川清掃にどう対応するかというお尋ねです。

協会にて受託できない場合は、東部土木事務所が河川の草刈り及び刈り草を処理施設へ搬入する業務を専門業者に委託することになります。この場合は佐賀県内統一で原則年1回のみの草刈りとなるとのことです。ただし、交通安全に支障が生じるおそれがある場所等については、特例で年2回草刈りを実施しているところもあります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、財政問題でありますけれども、私も質問を出した後、ちょっとやっぱりこのテーマは難しかったかなと思うぐらいでありまして、できるだけわかりやすく質問をして、わかりやすい回答を確認したいと。執行部のほうも町民の皆さんにわかるような形での説明をお願いしたいと思います。

それと、今回細かい点を追求するというのではなくて、町の財政運営が、町民が将来とも安心して将来付託できるような確信を持った財政運営であるかどうかということの確認の意味での質問でございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初の経常収支の意味と算式でありますけれども、のっけから今の回答では、多分全く何のことやらわからんと思いますので、もう少し経常経費充当一般財源とか経常一般財源、これについてわかるような形で説明いただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

経常収支比率と申しますのは、一般財源の収入で経常的な支出を割ったものでございます。

簡単に申しますと、経常的に入る収入のうちに経常的に支出する経費を何%ぐらい使っているのか。一般的に通常入る財源にどれだけの余裕があるのかということを示す数値でございます。一般的には75%ぐらいが望ましいというふうに言われていますけれども、現在の指標で75以下のところというのはほとんどございません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今のでもわかるかなと思います。あんまりちょっとこれでやりとりしておいたら時間がありませんので。

要は、町が自由に使える収入ということでしょう、財源のほうは。あるいは町税とか交付税とか、いわゆる使途を限定されない収入、それが分母。そういうことですね、違いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

わかりやすく簡単に言えばそうですけど、その中には、例えば、使用料とか特定財源と言われるものは入りませんし、その経常的な一般財源に入るものは、税と普通交付税ですね、それと地方譲与金、それと使用料、手数料の一部、本当の一部ですね。ですので、町の歳入のほとんどを示したものではありません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、それはわかります。だからわかりますから聞いておるんですが、要は経常、分母となる財源というのは、町税とか、国からの交付税とか交付金とか、ひものつかない交付金とか交付税とか、それから使用料というのも100%確実に入ってくる使用料とか、入るか入らんかわからんような使用料は算出しないわけでしょう。要はだから、町が自由に取れる収入が1つあると。それを経常経費充当一般財源という表現をされていますけど、その財源で賄う経費の額ということでしょう、違いますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）いや、それを皆さん、私は勉強してちょっとわかりましたけど、具体的に言うと、そのほかは特定財源で使途が決まっているお金と。だから町が自由に使える収入があって、それに町がどうしても支払わなければいけない金、その率でしょう、違いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

大きく言えばそのとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

支出のほうから言うと、人件費とか扶助費とか公債費とか、もう絶対払わなきゃいけない金、それから一部事務組合の負担金とかね。町が事業しようがすまいがもう払うことが決まっている金を自由になる金からどれだけ使えたかという率ですね。

ちょっとそんなら具体的な数字で、例えば、24年度、決算で確定、25年度のやつはもらったばかりですから、24年でも25年でもいいですが、どれだけの経常一般財源があって、どれだけ経常経費に充当して、それがどれだけ余ったかということをやっと、24年でも25年でもどちらでもいいですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

24年度で申しますと、経常的な経費ですね、分子が37億3,300万円ほどです。収入のほうは40億1,896万7,000円でございます。率が92.88%です。その差額ですね、7%ですから、3億2,000万円ぐらいですかね、40億の7%ですので、3億弱というところが自由に使える財源ということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

要は町民の皆さんが頭にあるのは総予算ですね。例えば、24年度で言うと、総予算が約55億円。今の話で言うと、要は55億円のうちに町が自由に、収入があって自由に使える金は40億円あって、そのうちの37億円使いましたということですね。だから55億と40億の差は、特定財源でもう国や県からもらった金と、極端に言うたら、それで行う事業ということですね。ということでいいでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

経常収支比率になるのは、一般財源の中でも経常的なものですので、使い道が決まってい

ない財源でも臨時的なものです、例えば、給付金とか、町の努力によって新しく収入をするものとか、そういうものは入りませんので、それが全てではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

もうそういうことで、要は、例えば、今の24年度でいけば、経常収入が一般的に40億円あって、37億3,300万円使いましたと。2億8,500万円ですか、それが本当に自由に使える余力というような表現でいいんですね。ここが大きければ大きいほど、町が自由に使える事業ができるという解釈でいいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

経常収支比率の算定上はそういうことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そういうことで、要は経常収支比率が低ければ低いほどよいということですね。だから90を超えるような状態は、異常な状態が今各町とも続いているということで聞きます。

基山町の収支比率聞きましたけれども、ほぼ90を超えておると、25年度少し増加しておりますけれども、佐賀県の平均をお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

25年はまだ出ておりませんが、21年が89.8、22年が85.4、23年が87.4、24年が88.8でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これで2番目の質問にありましたように、経常収支比率が基山町は高どまりしていると。

あとなぜというところをきょうはお伺いしたいと思います。明らかに他の市町よりも、これ佐賀県の市を入れて全部平均だと思うので、町レベルではほとんど80%台のところばかりと。自主財源がないのに何で経常収支に余裕があるかと、そのところがわかりませんが、さらに質問を続けます。

ウのなぜ経常収支が高どまりしているかの回答でありますけれども、さきに義務的経費の支出が一定割合以上ということで聞きました。その中で、財政として自由度がなくなる。自由度がなくなるということをも具体的に何かあらわれてくる現象があっているんですか。経常収支が、例えば、24年でいけば2億何千万しか自由に使えませんでしたと。余力はありませんでしたと。そのほか決算上出てくる何か狭さの、財政の自由度のなさを、具体的な事業で出てくることはあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど町長が答弁をされましたが、100に近づけば近づくほど自由度はなくなるという意味でお答えをされたわけで、例えば、2億円の余力があれば、建設事業を例えて言いますと、起債の充当率を90%の事業をするとすれば、例えば、1,000万円あれば1億円の事業ができますので、2億円あれば相当な事業ができますので、それだけの金があれば何か事業に支障を来すということが特に見えているわけではございません。事業をする場合には、起債もありますし、基金を繰り入れすることもありますし、経常収支の中にも入らない繰越金もありますし、その他の臨時の一般財源もございますので、目に見えて何かできなくなったということはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私はちょっとそのように思わんですけど、自分も議員になってからもそうですけれども、大きな小学校建設とかを除いて、非常にずっと決算上は投資的経費が少ないというのはずっと続いておるんですね、そうでしょう。例えば、町単独の建設事業費ですね、これずっと低いレベルでしょう、違いますか。この二、三年の数字わかれば。町単独ですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

単独の事業費につきましては、平成26年度、今年度の現計予算で5億7,000万円、25年が3億1,000万円、24年度が2億900万円、23年度が1億4,700万円となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今年度は、ちょっと図書館とかいろんなことがあると思うのであれですけど、過去5年間の市町村の分析表でも、1人当たりの普通建設事業費の割合は、類似団体の半分以下でしょう、基山町は。5年間平均で1人当たり1万5,930円、類似団体は3万円ということで、この5年には小学校建設があつてこの数字ですから、私はこの監査でも指摘されている、今回25年、26年ふえるからあれですけど、長い間投資的経費が非常に少ない、投資的経費に充てられる経費が少ないというふうに受けとめておったんですけど、そうではないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かに、この間は普通建設事業費が少ない期間がちょっとありましたけれども、それまでは町民会館を建て、体育館を建て、庁舎を建て、基金も少なくなっておりましたので、ちょっと一息をついておったというところだと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

一息をついておったというか、そういうことが町政全体の中では非常に何もしていないなというふうなことに、町民の皆さんの反応はそうですよ、ここ四、五年の話は。それはちょっとそういうことでございます。要は基山町の現実としては、経常収支比率が非常にタイトなので、新たな政策経費については特定財源を求めるか、借金を起こすか、基金を活用するかと、そういうことじゃないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ちょっと先ほど言葉が足りませんでしたけれども、その間は起債を極力せずに起債残高を減らしていったということでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

その辺はちょっと意見の違いでありますので。それから、回答の中で、義務的経費の支出が一定割合以上あるから経常収支比率が高いと。これ要因は何ですか、義務的経費の率が。要は他市町村より比べたらはるかに高いんですね。収入に占める義務的経費の割合が非常に高いと、基山は。なぜなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

義務的経費が高いのは、義務的経費と申しますのは人件費、扶助費、公債費、それらを義務的な経費と言いますけれども、それぞれが少しずつ高いということでございます。ただ、県内の状況を見てみますと、東のほうですね、こちらの郡とかですね。鳥栖市なんかを見てみますとほとんど同じ傾向を示しております。ある市は自主財源比率も多いですし、財政力指数も極めて高く、県内トップですけれども、そこすら90%を超えているという状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

鳥栖市なんかと同じように90を超えておるので、基山よりかはるかに自主財源の多いところがね。自主財源の少ないところが経常収支80%台と、私そのからくりだけが何ぼ決算概況表を見て、この市町村ハンドブックを読み尽くしましたけどわかりません。これはまたわからんことを質問してもあれですので、私は1つだけ申し上げたいと思います。要は……

（「後藤議員わかるということですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一般的に言えば、合併した町村は低いです。分母に地方交付税が来ますので、一概に大体言っていると、合併している町村ですね、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、あの辺は一概に低い数値を示す。それは算式がそういうふうな数値を出すふうになっていますので、それは言えると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、それは私もわかります。したがって、合併前の町村ごとの交付税をそのまま今もらっているから、特に地方交付税が桁違いに多いですね。みやき町なんか何十億も、30億、40億ですか、もうレベルの違う地方交付税が入ってきておるので、それはもう、そのことを予想することはできます。ただ私、義務的経費の割合が一般的に多いというのは、何年か前の人件費の問題で町長に何度も申し上げたことありますが、いわゆる基山の財政規模、本来持つ本質的な財政規模に比較して、義務的経費と額が非常に多いんじゃないかと。そのことに絶対町としてメスを当ててほしいと。国が言う基山の標準財政規模というのは40億前後ですね、ずっと。40億円ですね。40億円の標準財政規模に対して義務的経費が多過ぎるんじゃないかと。あるいは外出しの事業の経費も多いということじゃないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

類団という今言葉が出ましたけれども、類団の数値を見てみますと、類団では地方交付税なんか16億円ぐらいあるような団体の中に入っていますので、一概にその中で比較はできないと思います。確かに先ほどおっしゃいましたように、類団では義務的経費が1億9,100万円に対してうちが1億5,900万円と、若干多い数値を示していますけれども、同じ類団とは言いましても、それぞれの町で違いますので、一概にそういうことは言えないんじゃないかと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

なら、そういう合併市町村とかの問題がありますから、比較の対象を、例えば、鳥栖市と比較しますよ。総予算に対する人件費比率でも基山が21.5、24年ですね、鳥栖市は14.9、標準財政規模に対する人件費比率というのも出してみましたけど、基山は29.7で鳥栖が24.0と。人件費が非常に高いということと、例えば、一部事務組合の負担金の割合ですね。基山のほうが24年で5億5,400万円で10.8%、鳥栖が7.8%と。要は私が申し上げたいのは、本来の財政規模から見て、しかも外出しの事業が非常に多いと、基山は。一部事務組合委託料も含めてですよ。それなのに全体に人件費比率が高いという、この部分が構造的にはあるんじゃないですかと。これは町長や総務課長にむしろ問いたいんですけど、その認識がございませうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

人件費の問題でございませうけれども、私も折に触れ、人件費はどうなっておるんだというようなことで見たりもいたします。しかし、人件費、総人数の部分と、それからそうじゃない部分は、入庁したときの初任給というのはそんな変わるわけではないと、一緒でございませう。それから、その後の飛び級とか何か、そういうこともあっておりませうので、特にそんな人件費が基山だけが高いんだというような、その辺はちょっとわからんところでございませう。ただ、現在の138ですか、人員に関しましては、これもずっと160ぐらいから、もう合併したいということでずっと切り下げてきておりますから、類似団体あたりからしても、そんな大きい数字じゃないと。これ以上減らすとやっぱり業務に差し障るというような危機感さえ、逆の危機感さえ私は持っております。

そういうことで、人件費というのはちょっとその辺が不透明な部分でもございませう。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

なんぼ言ってもちょっとお分かりいただけないんですが、事業の規模は、例えば、基山町の事業の財政規模、事業規模の大きさはやっぱり予算額にあらわれてくると思うんですよね。その事業規模、予算額に比較して、人件費比率がいつも2割を超えておると、そういう町村はないんですよ、15とか17とか18とか。どこからお金もらってくるのかももらってこないとか

関係ないですよ。要は50億円の事業規模だったら50億円の仕事しかないわけでしょう。国からいっぱい金もらっておって70億円の事業をしておるところは、人口が少なくとも70億円という仕事があるわけですよ。そのことにもっとメスを入れてもらわないと、また今いろいろ今回税金問題でミスなんかが何回か起きたと。町長この間、減らし過ぎて業務に支障が来て、もうふやすことを考えないかんような——ふやすちゃ言うていないですけど、人員体制を云々とか言うていましたけど、そのことを安易に、その部分をきちっと見つめた上で本当にどうなのかと。むしろこの経常経費だけで問題を話すわけじゃないんですけど、企業で言ったら固定費を減らす努力というのは年中やるわけで、その努力を町のほうがしないと、我々の貴重な税金を使っておるわけですので、ミスが起きたから人は足りないんだと、そういう短絡的な話にならんようにぜひお願いしたいんですけどね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その部分は議員御指摘のとおりだと思いますけれども、人件費とか扶助費とか、公債費についてはある一定レベルの金額はどこでも支出をしまして、財政規模によってやはり率というのは上がり下がりをするし、小さい団体ほど一定額は率にすれば高く出るとというのが数値的なものでございます。

それと、経常経費の節減につきましては、電気料につきましても民間のほうで節電の検証をお願いする予定ですし、新しい収入にするにしても、皆様からいつもお叱りを受けておりますし、昨日の監査委員からの御指摘にもありましたけれども、ふるさと寄附金とか、そういう新しい財源を検討したり、上乘せを検討しながら財政運営には当たっていきたく思いますけれども、経常収支比率にはそれは影響をしませんので、それを下げることには残念ながらならないんですけど、そういう努力を続けていきたくと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

義務的経費を減らしていくということをやっていくんですか。それを減らないままでは将来不安はないんですか。要は自由に使える金がなくて、何かにしたら借金か基金を取り崩すしかないという状態にならないという確信があればおっしゃってください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今の財政状況で、金が足りなくて借金をしたとか、事業は別ですけれども、赤字が出るので借金をしたとかいうこともございませんし、今からもないと思います。町長がいつも言われているように身の丈の財政ということをしていけば、そういうことはないと思うんですけれども、比率が98とか99とかなれば、何か策を打つ必要があるのかもわかりませんが、90とか92とか、毎年2ポイントとか3ポイントとかは動いていきます。その理由というのははっきり今まではつかんでおりますので、それを下げるために何か策をするとか、そういったまでは今のところそういう深刻な状況にはないと思います。ただ、日ごろから義務的経費を避けるような努力はしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

電気代とかの経費の問題を言うとするわけじゃなくて、ここはもう要望しておきます。

要は、もっと行動的に、今、第5次行政改革とかやっておられますけど、今後の定員問題とかも含めて、あるいはもっと行動的に今の身の丈の経営の中で、事業規模にふさわしい体制なのかと、行政なのかということをつっ込んでいていただきたいと思います。例えば、保育園とか学童保育とか町営住宅とか、民営化とか、民官活力の導入とか、そういうものも視野に入れて、例えば、上峰町なんか、もう保育園を民営化たしかしていますね。だから人員が非常に70名か80名しかいないんでしょう。一応表向きの職員は70名しかいないと。だから、そういうものも含めて、要は固定費の部分は極力やっぱり減らすんだと、これは為政者として、当然その努力は続けてもらわないとね。91、92が九十八、九になったら大変やけど、そういうレベルの話じゃ全然ないということをちょっと申し上げておきます。

あと基金の問題に行きます。図書館、先ほど例をお伺いしました。地方活性化事業を活用して、これは国が3割後で交付で返してくれると、有利な起債ということですね。そのことご理解はしましたが、この5億7,300万円の償還年数は何年ですか、予定として。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今予定をしておりますのは30年でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

過去の大型事業で、例えば、基山小学校とか総合公園とか、基本的には何年の償還でやっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

地方債の償還期間につきましては、その事業ごとに区分が決められておまして、その区分といいますのは、県が同意をするときに資金区分を、例えば、財政融資をなさいますとか、地方銀行から借りますとかいうこと言ってくるので、その標準的な年数を事業ごとに選んでおります。庁舎につきましては20年でございます。町民会館20年です。総合体育館20年です。基山小学校は25年で起債をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私もその辺の細かい起債、許可条件とかいろんなことわかりません。ただ、私今回の質問するきっかけとなったのは、この30年という話からです。あれっ、これ基山はひょっとしたら金があんまりないんじゃないかなと。何で5億何千万の、20億円の小学校に25年、あるいは庁舎とかが20年の起債であって、わずか——わずかと言ったら語弊がありますが、事業規模としてそんなに、5億円の事業規模のやつに30年の起債をするというのは、30年にしなきゃいけないというのは何かあるんですか、条件で。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回利用いたします地方活性化事業は、民間資金か地方金融機構というところの資金になっております。一応地方金融機構というところの率を採用しておりますけれども、ここは基

本的には地方活性化事業については30年以内ということで決められておりますので、その最長の30年ということで予定をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

30年以内なんでしょう、30年にしなさいという話じゃないんでしょう。どう考えても私、ここまで立ち入るのはいかんですけど、一般的な常識から言うと、30年もするのは、やっぱりそれで年当たりの償還額下げて、経常収支をよくするためかなと。公債費を減らすと、1年当たり。この規模から言ったら20年ぐらいでも妥当じゃないですか。借金の先送りですから、あの図書館に30年先の子供たちまで面倒見らすんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは30年以内ですから、協議は可能かと思っておりますので、実際に借り入れをするときにはその辺は検討していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私はもう、今のは個人的な意見でありますので、そういうどう考えても民間の常識からすると、起債側としては有利ですけど、30年にすれば30年分の金利を払わないかんので、それははっきりと0.6と聞きましたけど、それでも10年間の金利としたら6%ぐらいの金利が乗っかるわけですね、返済の中には。それは後世代にツケを回すんですね、金利で。

それから、基金と起債の関係でお伺いしました。有利な条件から云々ということで運用基準についてありましたけれども、町民の公平負担という判断ということは判断基準に入っておるんですか、判断基準にはないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

公平負担ということで金額をはじくことはございませんけれども、図書館のことについて、

先ほど30年ということでお叱りを受けていますけれども、その30年償還をした場合には、償還の全部まで見てみますと、結果的にはありませんけれども、先輩方が節約をしていただいて積み立てていただいた基金から約10年分ですね。毎年の償還をもとにすると、基金から10年分、現在の世代、税金から3年分で、毎年今からの世代が1,400万円の毎年の償還金と維持費の分を今からの世代で負担していただくということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

何かよう今のわからんやっただけですけど、要は起債する以外のお金では基金とかと使うお金は基金で、それだったら10年分ぐらいのものを持っておるということですか。公平負担と、私、要は起債は明らかに将来世代の負担の先送りですわね、借金。基金はこれまで町民が負担した成果の貯金でしょう、基金は。したがって、基金を使うのに基本的には起債で賄うという発想は、これまで基金に貢献してきた人の世代にとっては、逆に不公平になると私は思うんですよ。例えば、極端に言ったら、図書館がオープンする前に亡くなられたら、自分たちがためていた基金は何も図書館には役立たんまま終わったと。それが基金とか起債の意味でしょう、世代というやつ。そうじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

例えば、道路を例にとってみますと、過去につくっていただいた道路ですね。その場合には基金を使って道路を建設しているかもわかりませんが、それを今我々が使っております。そういうことはもう順送りだと思います。今の我々が負担をしてつくったものを次の世代が使っていくということで順送りになっていくので、それはもう当然のことだと思います。

起債というのは、議員御存じのように、後年度負担という性格があります。事業をする場合に過去の先輩方に積み立てていただいた基金と、今いらっしゃる方が負担していただく税金と、それから今から先使っていただく利用者の方が負担していただくものと、償還金という形ですね。その3本立てで事業を行っていますので、起債が全然、ただの借金ということではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

ちょっとよくわからないあれですけど、これでもう1点、ちょっと提案があります。休眠基金がありますね、基金の中に。もう10年ぐらい手つかずの、いわゆる制限基金と言うんですか、使い道を制限された果実運用の基金と言うんですか、利息で運用しなさいと。ところが、もう利息が今もうあってないようですから、10年間ぐらい何も動いていない基金が福祉振興基金、文化及び体育振興基金、これが合計で3億円ぐらいありますね。こういう図書館十何年もかかってやっとできる図書館とかに対して、こういうものを充当するという事はできないんですか、もう整理する意味で。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この2つの基金につきましては御指摘を、確認をいただきましたので、現在国債を買っております。一方が200万円、一方が150万円で、合わせて年350万円の利子収入がございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっとタイミング失いましたけれども、さっきの議論の中で、30年、これが長い、短いというふうな、これはいろいろだろうと思います。ただ、起債がいわゆるさっきおっしゃいましたように、借金の先送りだと、負担の先送りだというような、それだけじゃないということはもう確かに課長が言うとおりでございます。後年度負担というか、負担の公平性、もうその辺になってくるとむしろ公平性だというふうに私は前から聞いておりますものですから、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、先送りだけじゃないということはもうわかった上で質問させていただいて、町長に

最後に問います。

私は、だからそういう意味で起債も当然活用しなきゃいけないということはわかりますけど、やはり基金というのも、1つは、例えば、財政規律、運用指針と言うんですか、町としての、例えば、基金は20億円以下には絶対しないと、町村で視察先でそういうところがありました。財政調整基金を8億円以下にはしないと、それだとトリガーが発動されて、それ以上は絶対ノーとかいう、財政規律を自分のところで持っている。公債費は10億円以上にはしないとかね。そういうふうな財政規律を設けて、例えば、今二十五、六億ある基金を20億以下には絶対しないという自主憲法みたいなやつを設けて、弾力的に基金も活用して、起債をできるだけ減らせるものは減らすというような財政運営について提案したいと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

基金に関しましては、特に以下というような、そういう決めは基山町ではやっておりますし、ただ、私の思いとしましては、やっぱり20億円を切るようじゃ、これから先の事業に差し障るといいますか、何かあるときにやっぱり基金を活用していくというような、そういうことでは20億円、できるだけ多いほうがいいのはいいと思いますけれども、しかし、これまた基金積み立てようとしても、なかなか制限がございまして、年度の収支、そのプラス分にどのくらいというような、積み立てに回せるというような、そういう決まりもございしますものですから、なかなか主には任せませんけれども、できるだけ余計、そしてさっきおっしゃいましたように20億円はやっぱり切らないようにというような、私の頭の中ではそう思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今年度の監査報告書でもきのう報告がありました中身では、基金の積み立ての目標値の設定とか、それから有効活用に言及、監査のほうでも言及をされているようでありますので、ぜひそのことで基金と起債の運用の考え方について、町としてきちんと整理をいただきたいというふうに思います。

あと、大事な問題が残っておりますので、次に行きます。

高齢化に伴う地域活動ということで、今回質問に取り上げさせていただきました。思いは協働のまちづくりとして取り組んできた活動が高齢化でできなくなったときの行政の対応という視点で質問させていただきます。

話は、私は12区の出身ですから、活動も12区で活動していますので、そういう中身になりますが、思いは各地区とも同じ内容を抱えているという前提で、全町的な問題という前提で質問させていただきました。

回答について、1番、まず具体質問に入る前に、先般、12区の河川草刈りに農林環境課長がみずから視察にお越しいただいたようですので、感想も含めてぜひよろしくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、この一般質問を受けまして、基山河川愛護協会の会長であります園木7区の区長さんのほうに伺いたく、現場を見なければ何もそこから発展しないということで、先週3日の日に早朝現場のほうを丸林のほうからずっと行きましたら、たまたま12区のほうが河川清掃をされておりました。この日は本当に雨上がりかどうかわかりませんでした、かなり蒸し暑くて、皆さん私語もなく、本当に一生懸命されてあったと思います。通常、河川清掃ということであれば私語等が多いと思いますけど、実際そういうこともなくて、本当に一生懸命されておりました。

また、最後になりましたけど、前区長並びに区長代理のほうとたまたまお話しする機会がありまして、拝見しますと、本当にシャツは肌着にもうくっついた状態で、草切りの機械も背負っていただいて、本当に疲れた様子があったというふうに考えております。しかしながら、一番最後に思ったのは、やはり委託を受けた以上は必ず完了しなければならないという、皆さんの、先輩に対して失礼ですけど、責任ある行動があるなというのを本当に実感したところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そういうことで、ちょっと少し確認をさせていただきます。

まず、河川愛護協会のことについて確認させてもらいましたが、今報告を伺いましたけど、この委託の流れの中に基山町の関与はあるんですか、全くないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

まず、河川につきましては、管理につきましては、先ほど町長が言いましたように、佐賀県のほうが管理しますけど、本町におきましては、まず報告書、それから委託料の配分、ましては協会等から、例えば、河川の中に繁茂した、土砂とかあつたりしたら、草とかあつたりしたときには、そういうもののしゅんせつの要望とか、そういうことと、最終的には集積した草の焼却の手續等を、消防署に行くとか、そういうふうな事務的なことを基山町で行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

事務サイドで行っておるということで、もうそれで、そのことをとやかく言うつもりはありません。

ちょっと時間もありませんので、イのほうに行きます。

先ほど実績を聞きました。大変多くの区が、要は17の区のうち12の区が取り組んでおると。町を挙げての大きな協働のまちづくりの協働の作業ですか、なっておるんじゃないかなと。全体では数千人単位の人が最終的にはボランティアとして活動しておる大事業じゃないかなという認識がありますけど、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

町全体では先ほど議員おっしゃいましたように、1区から12区してありますけど、概算で年間2,000名から3,000名ということでございますけれども、ただし、区によっては少人数で行っているところの区もございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

各区の事情が大変違って、やり方が全く違うということも聞いておりますので、申し上げますけど、とりあえず私は、自分で参加しておるのは12区だけですので、12区の実態を申し上げます。

高原川の五千何百平米かな、違うか、もっとやったか。草刈りは、いわゆる機械での草刈りをまず役員有志でやると、これが1回で3日か4日かけてやります。刈り草を集めるときに総出で住民の人にお願いと。その後また集めた草を役員で燃やすと。12区のやり方はそうです。これは年2回春と秋に繰り返すと。問題は機械の草刈りですね、刈り草。機械での草刈りが3日、4日かかると。高原川の場合はもう道路も全部雑草になっておりますので、河川道路のほうもね。大体15人から20人の人が6台、7台の機械を素人ながら動かして、1日4時間ぐらいやって3日間かかると、この区だけではですね。そういうことであります。12区の場合は平成9年ぐらいからたしか受託を開始して、17年やってきたというふうに聞いております。ただ、その中で非常に高齢化が進んでそっくりですね、申しわけないですが、この9月に私機械作業をされている方の年齢をずっと見ておったら、ちょうど平均70歳、機械で草を刈る人の平均年齢ですね。私は10年前から参加していますので、そのままそっくり高齢化したと。これまで幸い無事故、大方無事故で、際どい、川に足をとられて流されかかったり、回っておる盤が外れて飛んだりですね、それでもけがには至っていないから、そういう際どいところはありましたけど、大きな事故がなく来ています。ただ、そのことが非常にもう危険になってきたなという認識が町内にありまして、今回そういうことを今申し上げておるところであります。そういうことを含めて、最後のことをたします。

8月21日に該当区に説明された資料でありますけれども、今の回答でもありましたように、今までは2回それぞれボランティアでやりましたと、受託してやりましたと。高齢化でどうしてももうできませんと、返上した場合は1回になりますと。あと、虫が出たり何かあっても知りませんというような内容なんですよね。河川愛護協会長の名前ですけれども、これは東部土木事務所のほうがつくったかわかりませんが、非常に何と言うんですか、協働のまちづくりで協力してきて、高齢化してもうちょっと無理ですと言ったときに、その広げたサービスレベルが縮小になると。その後はもう御勝手にということであれば、誰もこんな危険な作業をしなくなるんじゃないですかね。私はあれを見て、県がだめだったら町としてはどう

するんかと、その視点がなかったのかなと、そう思うんですけど、そのことをどういうふうに思われますか。町長、それは御存じですか。愛護協会の文書。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実際には見ておりません。

それと、本当にやっぱり今までずっとお互い協力してやってきたというような、そういう思いがあると、実際そうだというふうに私も思っております。しかし、原則河川の管理というのはやっぱり県のほうがということになりますので、だから、ちょっと無理だから、それじゃ町のほうで何とかしろというような、即そういうこともいかがかなと。それはやっぱり県ともまたじっくり話していかなきゃいかんし、住民の皆様方ともまた相談もしていかなきゃいかんのかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それは我々町民から見れば、基山町の川でしょう。県の管理やから県とか、それは通らないですね。基山町の川としてみんなが基山町の川を美化しましょう、環境を整備しましょう。危険な草刈りして、本来はスタートはごみ拾いぐらいから始まったのかもしれませんがね。いつの間にか大がかりに刈り草まで全部やると。本当に大きな事業、私は個人的に言うと、消防というのも1つの大きな協働の作業だと思うんですけど、消防に次ぐような事業だと思うんですね、これ、町内では。そのことを言うとして、町は、県があれやから知りませんと。そこに、それぞれの該当区と今後どうするかということについて話し合いをするとか、もっと負担のかからない、危険を伴わない負担の仕方とか、あるいはどこかの地域ではアスファルト道路とかいう話も聞きますけど、何かそこに町側からも提案があって、もっと親身になってやっていただきたいと思うんですよ。この文書だったら脅しですよ、もう害虫が出ても知りませんよという言葉でまた御丁寧に載っている。例えば、今防犯とか安全とか言って草がぼうぼうになった。そこで犯罪が起こったらどうするんですか。それは該当区の責任ですかね、町の責任ですか、県の責任ですか。事故、事件が起こった場合。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに冷たいなという実感だろうというふうに私も思います。しかし、やっぱりそこそこの管轄といいですか、それに余りこだわるといかなかなとは思いますが、やっぱり管轄というのもございます。河川によってやっぱり県の管轄というふうなこと。そして、国道あたりの植栽、あのあたりも本当に、それじゃあ国も、じゃあ足りないということであれば、じゃあ町がやるのかというような話にもなってまいりますので、その辺のところはひとつ今まで続けてきたことですから、さっき言いますように、何らかの方法といいですか、そういうこともやっぱりお互い話し合っていかなきゃいけないということでは私も考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃいますように、年間2回してあったところを土木事務所に委託すれば、当然先ほど町長が答弁されましたように1回ということになります。

ということで、そしたらあと1回どうするかということで今議員おっしゃいましたけど、実際現実的には県でも統一で1回ということですけど、河川の道路につきましては、当然目的としましては河川の管理道路ということですが、今はやはり犬の散歩とか、人たちが散歩してありますけど、そういうところがあれば土木事務所あたりと協議いたしまして、通常のアスファルト舗装じゃなくて、簡易的なアスファルト舗装を協議いたしまして、実際、舗装いたしましたら、その両サイドにつきましては、今、年2回の河川清掃は全部河川の土羽のところまでしなければなりませんけど、今回、そういうふうな散歩道ということであれば、舗装してあれば、その両サイドぐらいは地域の方でできるかなということを思っております。それに関しましては、焼却等はそのまましておいて、草が腐れるという形です。

そういうふうなことで、管理道路の舗装していないところについては、土木事務所との協議も可能かなということは、今のこういう1回しかできないところにつきましては提案させていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

河川道路の話はそれでまた検討いただければと思います。

ただ、それでも一番危険な河川の斜面には草は残るわけですよ。私も何度も経験ありますけど、あの河川の斜面の足の踏ん張りどころのない斜面を草刈るのが、もう本当に大変なんです、あれ。もう落ちるんじゃないかと思いながら毎回やっておるんですけど、踏ん張る箇所がないからね。だから長靴のかかとでグーンと足を突っ込んでやるんですけど、その分は残るし、どちらにしても地域の皆さんの意見は、もう機械を使う危険な作業をやめさせてくれと、もう本音はそれです。

それで、あとそれ以外の負担の伴う、危険の伴うような負担の仕方であれば、それは話し合ったらええということなので、ぜひ町としても、これは12区は今そういうことですけど、3区の皆さんとか10区の皆さんとか、私もずっとこれを参考にあっちこっち河川をウォーキングついでに回りましたが、それぞれ事情は全部違いますね。もう舗装道路のすぐそばが斜面であったり河川であったり、河川のへりが違いますから、事情が全然違うので、それぞれの地域でそれぞれの要望があると思うんですよ。ただ、全体的にはやはり高齢化して、12区の高齢化の話するのやめようかと思いましたが、実態として言うと、10区も全く同じだと思うんですけど、3月末で今65歳以上が35%です。ただ、12区とか10区は同じ状態だと思うんですが、60歳以上が今120人ぐらいおるんですよ。だから、間違いなく5年後に5割を超えます。いわゆる他の1区、2区と違って、もともとほとんどが高齢世帯になってしまう。要は2世帯がほとんどない。そういう事情の中で、これから5年先はもうどうしても無理だなという判断を地元ではしておると。もともと草を刈るにしても、ほとんどの人が定年後初めて草刈り機握ったと、私もそうなんですけど。そういう人たちの集まりですから、やっぱり素人ですから、締めるのが悪くて刃が飛んだりですね。

だから、そういうことを言うあれではないですけど、ぜひ私がきょうお願いしたいのは、こういう文書一本で継続するかしないか、あとどうしますかということじゃなくて、それぞれ地域ごとに、これ本当に今町長がこれまでずっと申し上げておった協働のまちづくりが、協働でまちづくりに取り組んできて、非常にサービスが広がってよくなりましたと。だけどそれが高齢化でできなくなったときに、広がったサービスはどうするんですかということなんですよ、一番は。それをそんならまたもとに縮小するんですかと。そのことをお考えいた

だいて、地域と一緒にになってですね。それこそやっぱり協働のまちづくりとしてきちっと話し合いをしてほしいと、話し合いをきちっとしていただきたい、そのことを要望したいと思いますが、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

協働というのは私も終始、最初から言っておりましたし、今もそう思っております。これにつきましてはやっぱり美化とか清掃とかという部分だったら、もうそれで済むことかもしれませんが、今の河川清掃ということになると、ちょっと問題が違うのかなというふうに思っておりますので、その辺のところはまたさっきから言いますように、話し合いといいますが、話し合いでどうかというふうなことまでは申しませんが、その辺のところではひとつまたやっていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

以上で終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

本日の傍聴、ありがとうございます。3番議員の牧菌です。こうして自分のしゃべるスピード、来ていただいた方にきちんと聞こえているのだろうかということのチェックも含めて、6月議会のネットにアップされている様子を見直しましたところ、そのカウント数に、各議員の一般質問、町民の方から見ていただいているんだなというふうに嬉しく思いました。

今回の質問事項は、一度別の観点からお尋ねしたもので、それぞれその質問から1年ほどたっており、自分なりに角度を少し変えて質問をさせていただきます。

まず1つ目、「住マイむなかた」のような、住まいと暮らしの地域情報センターの設置に向けてということです。

質問の(1)分譲住宅として開発された時期は違うが、けやき台、ニュータウン、高島団地等で、経過年数による家屋の補修、リフォームなど、相談や具体的な質問等、寄せられている事例はあるか。

(2)平成23年・24・25年度の県補助金による住宅リフォーム緊急助成事業の効果を町内において今後につなげていくような施策を何か考えているのか。

大きな項目の2、けやき台緑地管理維持全般について。これは、先ほどの後藤議員にも出ましたが、高齢化による清掃活動の少し、困難とまではいきませんが、実際大変だという声が上がっておりまして、これについてお尋ねをします。

(1)委託料で対応している場所での作業内容や時期について、見直し等を含め検討はどのタイミングでされているのか。

(2)けやき台緑地管理基金の枯渇を契機に地域の道路となるような協働事業の取り組みは何か始まったのか。

次に、3項目めで。図書館工事完了までに対処しておく内容についてお尋ねいたします。

(1)消防法の設置基準にある延べ床面積によって、自動火災報知設備や屋内消火栓設備を全館に設置するようになっており、その面積に該当するが設置に関係しての詳細を示せ。

(2)新図書館の運営を含め、こんな図書館にしたいという具体的なイメージはできているか。

(3)図書館の事業活動を補佐する形の図書館ボランティアの導入は検討しているか。

これで1回目の質問は終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

牧菌綾子議員の質問にお答え申します。

まず、1項目めでございます、「住マイむなかた」のような住まいと暮らしの地域情報センターの設置に向けてということで、(1)家屋の補修、リフォームなど、相談や具体的な質

問等、寄せられている事例はあるかというお尋ねでございますが、住宅リフォーム等の問い合わせにつきましては、住宅リフォーム緊急助成事業補助の終了時にはかなりの件数がありました。現在のところはあっておりません。

(2)です。平成23・24・25年度の県補助金による住宅リフォーム緊急助成事業の効果、今後つなげていくような施策を考えておるかということですが、住宅リフォーム緊急助成事業補助につきましては、平成23年度から25年度までの3カ年、住宅の質の向上及び住宅投資による県内経済の活性化を図る目的で実施をされました。本町では、356件の助成を行い一定の効果はあったと思っておりますが、現在のところ、町事業として助成制度の実施は考えておりません。

2項目め、けやき台緑地管理維持全般についてということですが。

(1)委託料で対応している場所での作業内容や時期について、見直し等を含めて検討はどのタイミングであるのかということですが。現在、町のホームページで、平成26年度協働化事業一覧表の公表をしておりますが、それに基づいた提案がなければ、現在のところ見直す予定はございません。

(2)のけやき台緑地管理基金の枯渇を契機に、地域の道路となるような協働事業の取り組みが何か始まったかというお尋ねです。まちづくり基金事業で、17区がコミュニティ道路の花壇の整備をされておりますが、けやき台緑地維持管理事業には変わりはありません。

3項目めは、教育学習課でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

牧菌議員の3項目めの、図書館工事完了までに対処しておく内容についてということについてお答えをいたします。

まず、1項目めの消防法の設置基準にある自動火災報知設備や屋内消火栓設備の設置についてのお尋ねでございますが、自動火災報知設備については、消防法施行令第21条により、延床面積500平方メートル以上の場合は自動火災報知設備を設けるようになっておりますので、自動火災報知設備は全館に露出型と天井裏型を合わせ70カ所に設置する予定です。

屋内消火栓設備については、準耐火建築物の場合、消防法施行令第11条により1,400平方メートル以上で屋内消火栓の設置をするようになっております。今回の図書館は、延べ床面積

が1,400平方メートル未満のため、屋内消火栓は設置するようにはしていません。耐火、準耐火以外の建築物、例えば、木造等の場合は、700平方メートル以上の場合に屋内消火栓を設置するようになっています。今回の図書館は、準耐火建築物で1,155平方メートルとなっているため、設置については該当しないとされています。

続いて(2)新図書館の運営を含め、こんな図書館にしたいという具体的なイメージはできているかということですが、新図書館の運営に関しましては、今後の検討課題であり、まだ具体的には決めておりません。図書館の具体的なイメージとしては、中央公園の特徴を継承したパークライブラリーということで、開放的で居心地のよい、多世代が交流する場としての図書館を考えております。また、図書館としての本来の機能を有することはもちろんですが、人と人との出会い、人と本との出会いから新しいものを見つけ出す空間をイメージしております。

(3)図書館の事業活動を補佐する形の図書館ボランティアの導入のことですが、現在のところ、図書の宅配及び書架整理を手伝っていただいている「住みよかたい」、絵本の読み聞かせ等を手伝っていただいている「日曜お話会」、お勧め絵本等の選定を手伝っていただいている「まあまぼけっと」など、ボランティアの方々に御協力をいただいております。

今後とも、より多くの方に図書館事業を手伝っていただくボランティアのお願いをしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。

宗像市の住まいと暮らしの地域情報センター、「住マイむなかた」のほうで、その地域での実績、また、設立までの手順など、基山町内の業者の方と立ち上げまでの経緯など、私個人としても2回ほど勉強をさせていただきました。基山町から比べると、住宅の開発の進め方が10年前に始まっており、今、問題点と考えている点についての取り組みも、その10年分早くされていて、よい結果も出ております。この「住マイむなかた」というのは、市民公益活動団体の名称です。

そこで、この住まいのドクター的要素のシステムを基山町でもと思い、お尋ねをさせていただきます。

まず、基山町の小規模住宅の開発が順調ですが、町内の新築、改築等により、どういう人の流れが起きているか、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

新築とか、改築のことですかね。小規模住宅の開発が進んでおりますので、新築については、恐らく町外からの転入が多いんじゃないかというふうに考えております。

それから、改築につきましては、10年ぐらい前から私のほうとしましても気になっておりましたので、地元の大工さんあたりに、実をいいますとニュータウンが随分早かったんですけど、改築が進んでいるけど、よその業者がたくさん入ってきてされたということは申し上げた経緯がございます。それで、何か地元の業者でやるような方法も考えたらということをお願いした次第でございます。それで、今、「住マイむなかた」の話が出ましたけれども、私もこのほうの視察には行っております。それで、地元の業者さんとも話しまして、何かいい方法はないかということで検討をさせていただきましたけれども、業者さんとしては、まずできることからやっつけていこうということでしたので、去年の「ふ・れ・あ・いフェスタ」で、いわゆる住宅の相談を受け付けられたことを聞いております。その際、20件足らずの御相談があったという話も聞いております。今後のこととして、これを継続してやっつけていこうということで検討をさせていただいております。現在のところ、建築組合のほうでいろんなことを検討されておまして、今、コミュニティバスがありますけれども、ああいうバスのベンチとかを建築組合のほうで一時、一度つくったらとかそういう話が出ております。まだ、具体的にこういうふうに進んだという話は聞いておりません。

それから、改築につきましては実をいいますとニュータウンも大分進んでいますけれども、けやき台は今後ふえてくると思っております。全国の消費実態調査、家計調査を見ますと、大体退職年代ですか、この年代が、いわゆる家の改築とか、建てかえとかの費用を一番支出する時期です。基山町も、ちょうど今現在、人口の構成からいいますと退職とかそういう年代が多くなっておりますので、こういう人たちの支出が一番ふえる時期ですので、これの支出を町内の業者でとっていただくようにということで、そういう説明をいたしております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一緒に勉強会で勉強しているものですから、どうなんだという突っ込み方ができないところが大変なんですけれども、この大規模開発のときは、業者の方が大々的に、ここはいいですよ、ここは住みやすいですよという宣伝をされますけれども、そういう形で私も現在住んでいるけやき台を知ったという経緯があります。ただ、小規模となると、例えば新聞に入っているチラシでアピールするとしても、例えば町内に住んでいらっしゃる方で知ってある方が、ここ、意外といいよというようなことのプッシュがないと選択するのが難しいのかなど思ったりもするんですが、先ほどおっしゃったように、この新築は町外から多いようにということでは言われましたから、その町外から来られた方の、なぜ基山町のここを選んできたんですかというような理由というか、そういうものは転入時に何か、どうしてここにいらっしゃいましたか、みたいなことは聞いてありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

転入時の調査等は、現在のところしておりません。転入地としては、筑紫野市からが一番多いようでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

最初になぜここを選んだのかというようなことが、その後の町政に対するパブリックコメント等として反映されているように感じましたので、統計をとるほどのことはないでしょうが、一言どういう理由でここに来られましたかというようなことを聞いていただくと、より多くの声を吸い上げるような形に結果なるのではないかと思ったりもしております。

そして、そういう形で、この基山町に移り住んできて、私でも20年以上ですが、30年に近い方もいらっしゃると思います。当然、子育て世代でここがよいと選んできたけれども、子供が巣立っていったという、好きな言葉ではないですが、高齢化ですよ。夫婦で暮らす、

そういう世代に変化していきます。そこで、1番で質問したようなこういう問題についての問い合わせとかはないかということで質問をいたしました。

先ほど、課長がおっしゃったように、町内の業者の方が、リフォームであれ、壁や屋根の塗りかえであれ、行われているのをよく目にしております。これは、私たち新築で買っても年数がたって、手直しを必要とする時期になったけど、さあ、どこに頼もうとなったときに、ここで生まれ育っていないものですから、つてというか、コネクションがないものから、宣伝上手な町外の方をお願いをするというような形です。そういうことは私に限らず、ほかでもよく耳にしております。ですが、後々のことを考えれば、ちょっと何かあったらちょっと聞いて、これしてほしいというような形の、先ほど言いました住まいのドクター的な形の、宗像市でいうと「住マイむなかた」、こういう組織が町内にあればと思いますが、先ほど課長から前向きな意見がありましたけど、こういう組織については、どういうふうな認識というか、お考えをお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

住民さんのそういう不安もあるでしょうし、地元の業者にとっても仕事の機会となりますので、こういう組織があることは非常にいいものじゃないかというふうに考えております。それで、建築組合と話をしているんですが、建築組合としては、まずできることからやっついこうという考えですので、今のところ、彼らの活動を見守っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では、これは別の角度からということ。

6月のニュース番組で、高齢者と言われる65歳以上の方の4人に1人の割合で認知症になっているという数字を聞いたときに、ちょっと予想以上だったと驚きました。これには、予備軍と言われる症状の方の数は含まれておりませんので、今まで普通にできたよね、この生活というのが困難になる、あるいはできなくなるということの意味していると思っています。認知症という診断をされていなくても、体の機能の低下に注意ということで、つまずいたり転倒したりということが、特に家の中で多いと聞きましたが、介護の面から、現場から

こんなふうに、家の中のここをこういうふうに変えたらその点改善できるのというような意見は出ていませんか。これは、健康福祉課の熊本課長にお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに、高齢化が進んでいるということで、特に介護保険法の管轄になっていく部分でございまして、こちらのほうでは、介護認定を受けた方については、そういった住宅改修の助成も行っておりますので、そういった関係も含めて御相談はいただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

やはりいろんな意見が出て、既に、対処についての提案ないし動かれているんですが、この家の中の動線の見直しを、先ほど言いましたように家族構成が変わったときに、1回立ちどまって考えるべきなのかなというふうにも思っています。その点、バリアフリーというふうな形のきちとしたことでなくても、ちょっとここはこんなふうにしたらいいのにちょっと危ないなというような思える箇所を、自分だけじゃなくて、プロの方と一緒にチェックして、そして改善できる点は改善していく。そのときに、聞いたらやっぱし工事しないといけなかなというふうに単純に思ってしまうんで、まず、どれぐらいその工事が、時間、お金がかかるものか聞きたくなった気持ちのときに、先ほど言いましたようにコネクションがないから、気持ちはいっぱいあるんだけど、ちょっと聞いて、あ、それならできるから今タイミングとしてしようという、そういう次の段階のステップに行かないということになっている方が結構多いんですね。プロの方というのは、例えば先ほど言われたように、具体的にどのような補助金を利用して、それを利用したらこの工事を総額これぐらいでできますよというように形で教えてくださいと思うし、自分が調べようと思ったら調べられるし、相談でもされている方も多いと思いますが、その意味でも、プロの方の御意見なり、教えていただきたいなと思うんです。

そこで、好評で継続してほしいという声があって、住宅リフォーム緊急助成事業ですが、今後また県が好評だったからこのような事業をする可能性もあるのではということで2の質

問をしたんですが、平成23年度9月の議会だよりに、自分たちも詳しく書きましたが、基山町内業者の施工の場合は、工事費用の5%、上限5万円の上乗せ助成があるということでしたが、先ほど回答いただいた356件というのは、この上乗せを含めた件数ということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

住宅リフォーム緊急助成事業の補助につきましては、まちづくり推進課のほうを担当いたしましたので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど議員おっしゃいましたように、それから、町長の答弁でもございましたように、356件は3カ年間の全体の件数でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

その356件で、細かい数字は要らないですけど、どういう内容の工事が多かったなどというのは、具体的に把握はされてありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましても、県のほうでも統計をとっております。その中で多い順から申し上げますと、外壁の塗装、それから屋根の塗装、それから内装、それとエコキュート、それから台所及び風呂場の改修、そういったものが多かったという統計が出ております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

女性の立場からしたら、ああ、そうだろうなというふうに思うんですが、これについては、申し込んだ方が多くて抽せんになったということもありまして、件数が予想以上だったのでと思います。結果的に町として、その3カ年はどういう分析をされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

3カ年で、町内の業者が行いました件数は281件でございまして、それに出しました助成金額が1,281万4,000円でございました。先ほど町長の答弁もございましたけれども、やはり住宅の質の向上、それともう1点は、やはり地域経済の活性化というのが大きな指標でございましたので、その点は一定の効果があったというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

やはり後々を考えたら、近くに相談できる場所というのはやっぱり必要だなというふうに思います。今は、リノベーションという形で例えば中古マンションですとか、古民家等の利用の仕方も大きく変わってきて、今の若い方は中古で安く買って、自分がこういうスタイルの家をしたいとそういうふうに変えていかれますので、新築じゃなきゃ嫌だという世代ではありません。ですから、工事規模の大小にかかわらず、家の気になる箇所のチェックを含めた改善や先ほどから言っておりますプロの目から見た改修の提案、この補助金を使ってこういう形で今するほうがいいですよとか、これはちょっと待って、この後にこういう形にしたらどうですかというそういうふうな具体的な提案、そういうのが町民からしても気軽に聞けるような場所、それが快適な暮らしを送るのに力強い味方となると考えますが、この点は、課長と一緒に勉強していますからあれですけど、町長としては、お金は出さなくても考え方として、あ、そういうことはいいことだ、バックアップしていこうという前向きなというか、町長もそういう考えならって張り切れるんですけど、ちょっとその点どうのお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそお金が絡みますとちょっとつかないことはこの場でどうこうということじゃないんですけども、確かに、今、議員のお話を聞いておりますと、やっぱりいろんなメリットがあるんだなと。前に行いましたときにも、やっぱりその辺は感じておったんですけども、一つには、やっぱり地元の業者の活性化といいますか、それからそれは後々続くというよう

な、なるほどそういうことかなというふうに思います。それから、福祉のサービスとかそういうこともございますし、定住化といいますか、そういうことにもつながっているのかなというふうなことで今聞いておりました。やっぱりそれぞれのニーズがあるということでございますので、必要なといいますか、あればいいというような、そういう施策じゃないかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

立ち上げに関して一緒に勉強に行っているから課長もよく御存じでしょうが、大きなお金をかけないで知恵とアイデアと、それからあとは地域力を興していくというのか、それなら一緒にこういうふうにしましょうと、それこれいいですよという、そういうものでバックアップしていくという側面が大きいので、施策としてこれだけの予算つけていこうという話ではないので、町長も前向きにそれはいいことだねって、お金がかからんならなおいねということで進めていただいたら、強いサポートになると思います。これは全く関係のないようなことですが、一例なんです、17区でひとり暮らしの高齢の女性の方が、テレビが急に映らなくなったと。そのとき、どこに聞いていいかわからないということで、まず役場に電話したということがありました。たまたま土曜日でしたので、うまくつながらないで結局区長さんのところに電話があって、区長さんのほうが対応していただいて解決をしたそうですが、高齢になればなるほど住民の方にとっても、何かあったら、どこ、やっぱりまず役場に聞くかなという、役場に聞くというまずそういう、何かあったらという認識があるということも、それも事実です。先ほど町長もおっしゃいましたが、いろんな問題の解決にもつながる側面、要素もありますので、ぜひ宗像市と全く同じ形とは望みませんが、基山町の規模に合わせたシステムに変えてでもこういう地域情報センターの設置に向けて、設置ができるようにサポートをぜひお願いしたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

2番目の、けやき台緑地管理維持全般についてというのが、題目がすごく何を聞くんだということですが、先ほどの後藤議員が清掃について高齢化支援、危ないという側面があるという質問をされましたが、私たちは河川ではないんですが、やはりその点では同じような、住民の方から質問というか問い合わせというかあったのでこれをお尋ねするんですが、平成

24年12月議会では、けやき台緑地管理維持委託について、これがもうなくなるけど、今までどおりしていただけますかという内容での質問をさせていただきました。そのときに、提示していただきました場所、けやき台の町有地ですね。それが、余りに広範囲でどこどこかと今言うのが大変なぐらい継続して維持管理するというのは本当に大変だなと認識したわけですが、ただ、ことしは雨が多い。去年は雨がちょっと少なくて暑かったという、その年によって天候が大きく変わりますので、自然の樹木ですとか雑草というのは、伸びでしたり根が張ったりとかそういうのもちょっと変わってきますので、この点、作業内容など、入札をされる範囲、ことしはどうなんだということで見直しをされるのではということでのこの1の質問をしたので、私の質問の書き方が悪かった、不十分だったのかもしれませんが、例えば、住民の方が作業について、例えばここは切らないでほしかった。また、逆の、切ってほしかったというような苦情のようなものが役場にあることは耳にしておりますが、委託を受けた業者の方は、こういう形、作業報告が終わりましたというようなことで、終了時に作業報告のようなものは提出はされているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もちろん、税金を投入するわけですから、その辺はちゃんと検査はいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、先ほど直接クレーム等という形で電話をされる方じゃなくても、業者の方に、ここはこんなふうにとかいう具体的な意見を言われる方もありますが、それは、じゃ、作業報告のときに記載をされていて、認識をされるということでもよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もし、業者がそういうことで住民の方から提案なり苦情なりを言っていた場合には、その都度、役場のほうに連絡がありまして、その場面で対処できるものは対処をしますし、

予算的なものがあればまた検討するということでもあります。

苦情というのは、往々にして業者がしているときじゃなくて、業者がする作業と作業の間に草が生えてきたとか、枝が伸びてきたということが多いので、それが対処できるのであれば対処しますけれども、予算的にどうにもならない場合には、もうちょっと待ってくださいというような回答をすることもございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では、直接の電話等々のクレームというか、それ以外でもちゃんと業者の方から作業の後にこういうことがありましたと、住民の方からこういう意見が出ておりましたということは認識されているということで、安心しました。

それにしても、場所が広範囲で、例えばげやき台と一言言っても1丁目から4丁目まで、場所によっては斜面に近い場所であったり、それから清掃にしてもさっと終わるところとざーっとかかるところと、とにかくあるわけですが、この作業時期とか、それから今回入札で、じゃ、ここを受けますと、場所で入札をかけられる場合、日数は、じゃ、これだけの日数でやりますとかいうような、具体的な内容は金額で入札をかけられるんですが、業者の人に一任ですか。何日ぐらいで終わらせてくれということと言われるんですか。その辺がわからないので、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

業者は、年間の作業の回数、内容を、草刈り何回、消毒何回、枝の剪定何回というふうなことで入札を行います。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そういうふうなことをお尋ねしたのは、御存じかもしれませんが、よく一斉清掃の時期に、業者の方がされたからしなきゃいけないて出てきたけどするところないなとか、またその逆だったりとか、先週したのに、え、次のときはまた今度は業者の人が入ってやっているとか、

そういうことがちょっとよくありまして、それで、どういうふうな形で決定されているのかなということでお尋ねしました。

それはそれで、そこまでは入札では決められないだろうとは思いますが、またこれとは別に、ことしの5月23日に、これは直接私が財政課のほうでお尋ねをした内容ですから、記録が残っているかとは思いますが、4丁目の元有料道路上ののり面部分の草刈りの件で、直接、課長ではなかったけれども、2人の方に対応をしていただいたので、報告は行っているかなと思ってお尋ねをしますが、委託管理をされている場所で、業者の方がきちんと作業もされていて、それは十分わかっていて、ああ、よくしていただいていると。ただ、それでも年によっては雑草の勢いがすごくて、これは自分ですと。だから、自分がするから、町にある草刈り機を貸してほしいと。じゃ、貸してもらうときはどうすればいいんだということでお尋ねがあったので、私が直接、財政課のほうに聞いたということなんですが、貸し出しの上で基準となるものはありますかということと、貸し出しの際の手順はどうすればいいですかということをお尋ねしましたら、事前に役場のほうに電話してもらって、そのときに、貸していいですよと言った芝刈り機があいていたら貸し出しますというふうなお返事でしたが、基本これで間違いはないですね。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

芝刈り機ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）芝刈り機につきましては、手動と自動、エンジンのが2台ずつございますので、それは常時貸し出しをいたしておりますし、貸し出しを申し込んでいただきまして、あとは油をまた満量にして返していただければ結構でございますので、いつでもお貸しはしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

対応していただいた方の返答は内容が若干ちょっと違っていただけ、一応あいていれば貸し出はますと、事前に言ってくださいということは間違いはないですね。ただ、聞きに行ったときに、この草刈りの場所が、先ほど言いましたように4丁目の元有料道路の上ののり面部分、斜面なんです。それで、プロの方がされても斜面というのは大変かなと思うので、大

丈夫かなということで、その草刈り機の使用に関して、例えばどういうことを注意事項として貸し出すときに、どういうふうにされますかと言ったら、一応これこれこれの、危ないところはこうでという口頭での注意は伝えるということでした。ただ、先ほどの後藤議員じゃないけど、高齢化していて、イメージとして、斜面部分に、私たちより年上の方で、私たちより元気ですが、ふだん使わない、貸してもらったあれを振って、のり面部分をするということを想像したときに、ああ、頑張ってくださいというふうにはちょっと言えないというふうに思ったけど、ただ、そういう形での町民の方から、じゃ、しますから貸してくださいというこの貸し出しは今までまだなかったということでしたから、これからのことも考えて、こういう貸し出し方法でやっていくということでもいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

公的な場所、おっしゃいますようにのり面とか、それからいろいろな区のほうで管理してあるとか、そういったことに関しましては、何の制約も設けておりませんので、そのあたりで、それはけがとといいますか、それは草刈り——私たちは芝刈り機というように思っていましたので、草刈り機のほうはちょっと違いますけれども、草刈り機に関しましても、のり面のそういった危険な場所、そういったものに関しましては、やはり余り無理をなさらないほうがいいのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません、私も芝刈り機と書いていましたが、草刈り、草刈りと思っていました。そういう意味では、もっと町と住民の方の共通認識ですね。お貸しできますけど、ここはちょっとどうですかね、危ないですよというような形声をかけていただいて、貸し出しのときに反対していただくというようなことも必要になってくるのだろうかというふうには思います。

去年はそういう意味で、この前に済んだばかりなのにまたというのは、そのすれ違いがあつてはということで、そういう意味で、けやき台の4区長さんと町のほうとで話し合いの場を持っていただきました。4区長さんのほうからの報告の文書に、さらに打ち合わせを続

け、協働化事業としての可能性も検討していきたいということで出されております。そのときに、各区長さんから、今後検討していくということの文言ですが、具体的な要望など、あるいはこんなふうにしたらできますけどという提案というか、案というようなものは出なかったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

何回か区長さんともお話をしましたけれども、最終的には、用具等の準備とか、財政的な問題もありますので計画にしていきたいけれども、もうちょっと時間がかかりますというような回答でございました。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、やっぱり各区長さん、前向きに検討というけど、前向きに進んでいくというふうな意思が感じられるということですから、今後それを含めて、各区の住民も、その辺の意図を酌みながらボランティアというか、一緒にやっつけていかなきゃいけないと思いますが、その維持管理に、年に1,000万円近くかかっているということを考えたら、住民の方に、本当に年間1,000万円ぐらいかかっているんですよというこのこと、この作業の告知も含めて、作業場所、時期、相互確認として、お互いが知ることとか、確認できることは効率性を高める意味でも、わかっているようでも毎年されるのがベターであろうと思います。そういう状況で2の質問をしたわけですが、回答いただきましたように、17区では25年度のまちづくり基金事業としてコミュニティ道路環境美化活動として花いっぱい運動の展開をしております。コミュニティ道路に花を植え、毎月のように水やり等で日曜日の朝8時に集まるようになっております。ただ、若い世代の方は日曜日が仕事で休みだったりとか、また、子供さんの部活等で送っていくということで、朝ばたばたしているのにということでの、出る回数が多いなというその辺の苦情とまではいきませんが、そういう声がちょっと届いておりまして、地域で協働の事業をするときというのは、本当に住民の方に意図する内容の周知を図るというのは難しいんだなというふうに感じております。

それで、これはちょっと単純な疑問で申しわけないんですが、先ほど、ここの回答にあり

ました平成26年度基山町協働化事業ということでホームページに載っていた分ですか、草刈りと清掃というのが、場所が同じで作業としてどう違うのかなと、読んでいてわからないですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

協働化事業として提案をさせていただいているのは、コミュニティ道路ですけれども、ほかのところと比べて比較的危険性の少ないところだと思うんですけれども、あそこの草取り、それとゴミ拾いとか、そういう管理をお願いできればということで提案をしているものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、作業としては余り大きな違いはない。ということは、提案は今、草刈り年2回、清掃年2回という業務の概要でしたから、ということは、出てくる側としては年4回、今よりもまたさらにそういう作業で出る場面がふえるんだという認識で私なんかも読んだんですが、もう1つ単純な疑問なんですけど、14区、15区、16区、17区の計4,480平米ということでしたが、例えばこれ、平米単価84円ということで出ておりますが、これをやった場合、各区の平米数に沿って単純に各区に割り振りをされるというふうな形でここに載っているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

コミュニティ道路のそのお願いできればしたいという部分の面積を大体算定をしていますので、それに面積を掛けて各区にお支払いをするということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この回答を見ると、そういうふうな事業として、各区のほうから具体的な提案はなかった

ということによろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もともと、このコミュニティ道路の協働化事業、提案をさせていただいているのは、今まで、今もですけれども、業者がずっと委託でしておりますけれども、年に何回か決まっております。それで、地域で協働化事業として取り組んでいただければ、同じ金額をお支払いするにしても、よりきめ細やかな整備ができるのではないかとということで協働化事業として提案をいたしております。区のほうでも検討をされていますけれども、今のところは難しいので、もうちょっと検討をさせてくれということでお話をいただいておりますので、ここで提案がなかった以上は、町有地ですので、今までどおり管理をしていくということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

こういう協働化事業というのは、おっしゃるように皆さんの理解を得て地区のほうから、じゃ、私のほうから——私のほうからというか、この区からやりますという提案をされて、毎年それが定着して、行われるようになればというふうには思いますが、そうなればなつたで、各区の住民の方から、それなら地区の声も聞いてよと、じゃ、これこういうふうな意図でこうしますけどということを聞いてほしいという声もあるんですね。だから、多分今後検討ということでまとまっていないのかなと思いますが、これは、そういう段階であるからこれ以上聞くことはないですが、当然、女性の方からは、ある意味、朝8時、忙しい時間にまた、また出るのという声がどうしても聞こえてくるんですね。女性の立場から、草とりしながら聞こえてくるんですが、できたら、少しは男性の方の数もふえましたけど、こういうふうな協働化ということになると、決まったら大体奥さんたちが出てくるので、できたら、地域のコミュニケーションを深める意味合いもあるということをおわかった上ですが、作業に多くの男性の参加は、男が出てこんといかんよねというようなことが普通になるような工夫を先にさせていただいて、多くの男性の方に参加をしていただければと私自身も願っております。

これに関しては以上で終わります。

次に、3番目の図書館工事完了までに対処しておく内容についてお尋ねをいたします。

この3番目については、いただきましたこれを（資料を示す）読んだ上での質問ですので、二度、三度と読みましたが、ちょっと読み方が十分でなくてと、そんなことがというふうな質問になるかもしれませんが、その辺は御理解ください。何せページ数が多いものですから、専門的な内容もありまして、わかったようでわかっていないのかなという部分もありますので。

そこで、建設予定の新図書館ですが、事業全体工程表がここにも載っておりますが、これどおりに、今回補正予算が通って、入札が行われて、建設業者が決まって、28年4月開館を想定しますと、時間を逆算するとあと1年5カ月なんですね。本体工事、検査、公園工事、そして開館準備の備品搬入とスケジュールがずっと詰まっているんですが、1の質問で消防法のことでお尋ねをしたんですが、ここで設置していただくようになっている自動火災報知設備、全館で70カ所ということですが、これに関しては、このスケジュールどおりにずっといくということを仮定して、開館前に70カ所ですから、正常に作動するのかという点検、これはいつの時期にされる予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは、建物が竣工いたしますと、当然、消防法によります検査がございますので、鳥栖・三養基地区消防ですか、そこの担当の方が検査を同時にやりますので、開館までには必ず完了するというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

どんな問題が起きるかなというのはちょっと単純な質問ですが、ちゃんと鳴るのか、作動するのかという、70カ所となると、やはり全部を鳴らしてみても——検査というのは、消防法によりということ、一緒にチェックをされるんですよね。もう一回済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

明確に。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

工事の竣工に当たりましては、当然、監督者、それから施工管理者が、順次、その工種によって検査をしておりますので、消防の検査は最終の検査になりますので、その段階の中で、二重三重のチェックはありますので、最終的にそういった鳴らないとか、そういったことはまず考えられないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

普通、鳴らないのがいいことですから、一番最初に、いざとなったときに本当に鳴るのかというのは検査のときにしないといけないんだろうと思ってお尋ねしたんですが。

それよりも気になっていることが、皆さんの記憶にまだ新しいので、あるかなと思うんですが、アンネ・フランクの本のページを破ったりするような破損行為というのがありました。それも図書館で、いわゆる死角、職員の方から見えないような場所でやられていたというのがありました、そういう事件がありました。監視カメラも要るんじゃないのかなというふうに思っていましたら、ここにこれ先ほど見せたこれ（資料を示す）でありましたので、設置するという記載があったんですけど、設置箇所というのは幾つの予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

セキュリティ対策といたしまして、防犯カメラの現在7台設置を検討しているところまでございまして、町の職員から死角になる場所ということで、まだ具体的にこの場所ということとはしておりませんが、職員の目が届きにくい箇所、それから出入り口、そういうところを検討しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それで、7台ということですが、モニターというのは、通常どこでチェックをするような形にされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

一応、防犯カメラで図書館の職員少人数でありますので、常に監視をしておくということにはならないと思います。一応、抑止効果というものと、あとそういう犯罪が起きたとき、また、毀損とか、いたづらをされたときに過去の履歴を調べてその分を見るということが主なものになると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

課長が言われるように、建物が建って、備品や本が搬入されて、そして受付カウンターで職員の方が座ってみて、作業してみても、どこの本棚の、何番目のこのところが見にくいとか、ちょっと死角と言われるような場所になるかというのは、恐らく設計図だけではわからないであろうと思います。それで、その意味では、基山ですし、そういう犯罪というのはちょっと縁遠いのかなと思う部分もありますが、ゼロではないしですね。よそであるんだから基山でもあるということをおいておいたほうがいいんだらうと思います。それで、そういう意味での死角というのは、建って搬入してから十分チェックをしていただくということで、もう1つ気になることは、トイレの場所というのは、職員の目につきやすい場所に設置するとありますが、子供たちの利用とは違って、先ほどの1番の質問でも言いましたが高齢者の方というのは、例えば、転んだり倒れたりというのが多くなるということもありますが、トイレに座って、どういう状態か、とにかくふっとなったりするというのはよく聞きますので、新しい図書館で時間をゆっくり過ごせるということで楽しみに来られるという高齢者の方もふえると思うんですが、そういうふうに高齢の方がトイレでそういうことが起きるというようなことは想定はされていますか。それとも、対応マニュアルも含めて、まだそこまでは考えていないというような段階ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

大人のトイレにつきましては、カウンターのすぐ後ろの場所に設置をするようにいたしております。特に、高齢者とか車椅子、障害者の方等が利用される、妊婦さんでもですけれども、多機能トイレというのは、すぐカウンターの後ろに設置しておりますので、非常時に声

を出していただければ、すぐ職員が駆けつけるようにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それと、トイレではないんですが、図書館建設のワークショップのときに、男性の若いお父さんが、例えば女性の方が授乳するのとは別に、お父さんがミルクを与える、授乳ではあるけれども、直接ではなく哺乳瓶でというような形もあるので、その辺のトイレのつくりですよね。それについていろいろ意見があったんですが、いただいた中を読んでいて、そこまでのことはちょっとまだ読み切らないというかなかったように思いますから、ワークショップで出たその意見を取り込んで、その辺はどういうふうにしたというのは、具体的に変わったという点はありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

乳幼児対象のおはなしの部屋というのがあるんですけども、そのすぐ近くに親子トイレというものを設置しております。また、隣接して授乳室というものを設置いたしておりますので、そこは利用していただければと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

何か、カーテンでちょっと仕切るとか、それから小さい年代の子供のトイレの大きさ、あれもちょっと変えてほしいとか、具体的な意見が出ておりましたが、その大きさとか、そういうところは読み切らなかったんですけど、子供用のトイレに関して、その辺は区別して、例えば何歳児用とか、小学校とか、ということでされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

私も、その何歳児用というところまでの詳細は今のところ把握しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ワークショップにいろいろ出て、久しぶりに小さな子供たちの今現在どういうことが問題なので、図書館にどういうことを求めるんだと聞いたときに、ああ、自分たちのときは随分違うなということで、ちょっとその辺が気になって一生懸命読んだんですが、専門用語も多いし、何十回と読めばわかったかもしれないけれども、百何ページですので、何十回ということとは読んでおりませんので、その辺がわかればと思ってお尋ねしました。

これから、いろんな方がまた話し合っていく中で、そんなところまで必要ないんじゃないと、心配しなくて大丈夫よということになれば、当然それに関しては削除していけばいいわけですので、今の段階、あと1年5カ月ですので、これは大丈夫、これはどうなっているというようなことを、いろいろと想定もして聞いていったらと思っております。

次に、じゃ、どんな図書館を目指すのかということで、この2の質問をいたしました。

議員の中にも、あそこの図書館はいいな、ちょっと行ってみたいなということで視察で行っているの、具体的に、基山町もこういった形にすればいいのというイメージを持っていらっしゃる方も多いと思うんですが、でも、今の図書館でも、広さの面を考慮しても、伺って人数を聞いてきたら、平成13年が2万1,612人、10年後の平成23年が2万3,640人と、微増ですけど年間の利用者数があります。こんなふうに聞いて、今あそこは狭くて、本を借りてもそこで読むスペースもないけどということ言われているけれども、この数字については、職員の方が創意工夫をされて努力をされているんだろうと思いますが、そのこと以外で、この基山町の今の図書館で、微増ではあるけれども、どういうところがよくてふえているんだというような、そういう分析はされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山町の図書館で非常に評判がいいというふうに聞いておるところによりますと、司書力、司書の資格を持ってある職員が今3名おりますけれども、その人たちの対応が非常にお客さんに対して評判がいいというふうに伺っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

その点について、おっしゃるように最後はやはり人ですかね。対応がいいから、同じ本を借りるなら基山町の図書館に行こうと。そこで読めないけど、借りて帰って読めばいいんだからということであらわれているんだろうと思います。ですから、そういう点で、基山町の魅力、ここは魅力だなというふうに判断できることは、当然、そういう司書の方の対応力というか、ノウハウを生かして、今度の新しい図書館にもつなげて行っていただきたいと思うんですが、2番で聞いたのは、具体的に、基山町の図書館はこんな感じだもんねと言えるようなイメージがはっきりと出てくればいいなということでお尋ねをしたんですが、例えば子供と一緒にいっても、予定ですけど、バスが図書館の前でとまるから、雨の日でも小さい子供をつれて、子供が1人じゃなくても行きやすい。行ったら、本当にゆっくりと読めるスペースもあるし楽しいねと。午前中、図書館で過ごそうというような形で親子連れで楽しめる、そういうふうでいいねとか、逆に、先ほどから言いました高齢者の方でも、何かあっても職員の方がすぐ大丈夫ですかと声かけてくれる、時間をゆっくり過ごせる、そういう空間があってもいいねとか、具体的にということであらいたんですが、ちょっと漠然として、中央公園の特徴を継承したというのは、当然公園の中にありますからそれはわかるんですけど、図書館自体として、基山町の図書館は、今のサイズの図書館であっても人の魅力で人が借りに来ているというその部分を踏まえて、具体的に、じゃ、新しい図書館になってもこういう方向で進んでいきたいという、そういうものがちょっと欲しいかなと思いますけど、決まっていなくても、方向性としてはどういうふうに進めていこうというふうなお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

先ほど言われました循環バスが、もし図書館のほうにもコースとして設定されるようであれば、入れるような進入路並びに駐車場所、それから転回できるスペースというものは想定しております。また、おりられて、雨が降っているときに濡れないように、本が濡れないようにということで、玄関前には屋根をつけるようにいたしております。

あと、子供さん連れでもし見えたときに、どうしても子供さんは声を出したり、本当は静かな図書館がいいんでしょうけれども、どうしても子供さんは声を出すというようなことで、おはなしの部屋周辺を一番にぎやかな空間として、少々子供さんの声が出されても迷惑でな

いように、専門書とか、郷土史料とか、そういうものは一番その位置から遠い静かな場所に設定するとか、そういったものを考えております。

また、高齢者の方が本を借りなくても新聞を読みに来たりとか、雑誌を読みに来たりというようなブラウジングコーナーといいますか、そういう場所を中央に設けて、ゆっくり時間を過ごせるということも考えております。

また、キヤマラウンジということで、入口に入ってすぐのところにテーブルを置くようにしておりますけれども、ここでは、飲食ができるといいますか、コーヒーを飲んだりジュースを飲んだり、そういうようなことができるように、一応案内だけしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

改めていろんないいところを言っていただきましたので、基山町の方は、奥ゆかしいんですけど、いいことはいいよと、こここんなふうで素敵よと、そういう発信力というのは、逆に短く、こういうところは基山町はグーとか、とにかくいいところを長くこうこうこうでこうじゃなくて、短くしてコンパクトにして、いいことをどんどん発信して、楽しみに待っている方もそうですけど、近隣の方も、今の図書館でもいいけど、今度はきれいになって前と同じように対応もいいけれども、こんなふうなところが便利になると、近隣の方も楽しみにしてあるんですけど、そういういいことは遠慮しないで、ここがいいんですよ、こんなんですよ、来てください、こんなふうで町も元気になっていますからという、いろんな意味でプラスに発信していただく、そういう材料に新図書館がなると思いますから、そういうふうな、今、課長がおっしゃったものも、短く、短く、短く、事あるごとに言っていただきたいと思います。

そういう意味で、小さい子供さんにも親しみを感じてもらうように、例えば福祉交流館のように、きやまんふれあいセンターですよ、ああいう形で、イメージをあらわすキャッチコピーというのをつけるというようなことは福祉交流館ではありましたが、お考えはどうでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

福祉交流館での、そういう名前をつけられたということでの評価は私も承知しておりませんが、やはり町民の方とか町外から見えただけの方にわかりやすい名称が必要だと思っております。私、町立図書館という名称が、本当にぱっと本を借りるところ、本を読むところだなということで、図書館という名前がいいんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それはどちらでも——私は、図書館という楽しい場所になればいいかなと思うんですが、あえてそれを聞いたのは、夏休みに中学校と小学校の体育館で集まりがあったときに、福祉交流館のことを「こういうのがあるから子供さんが本を読んだりもできるし、こういう場所があるからそういうところも活用してください、バスもとまりますし」と言ったときに、「どこにあるんですか」と、中学校に通ってある親御さんが言って、「いや、中学校のここから何メートルのあそこにあるでしょう」と言っても、「ええっ、あったんですか」と、そういう声が多かったから、愛称ですけど、それを聞くと、ああ、あそこにあるあれやねとやっぱり定着して、大人は図書館でわかるけど、子供でも、あそこにある何かだねとわかるような、そういう親しみやすさを感じてほしいから、あえてそういうものも考えていただけたらなど、これは強制でも要望でもなくて、そういうふうなことがあって、そういうふうにかわいい名前でもいいし、親しみやすい名前、キャッチコピーをつけていただけたらなどということでお尋ねをしたので、課長の考えとして、いや、図書館、厳粛にやっぱり図書館は図書館と思われたらそれはそれでいいんですけど、ほかの福祉交流館のほうでは、町民の方の認識はそういうことだったものですから、ちょっとがっかりして、せめて今度の新しい図書館は、町民の方がそういうふうに使われなくて、ああ、あそこでしょう、あそこはいいねこうでという盛り上がりをつくってほしいということでこういうような質問をあえてしております。

新しい図書館は、町内の方も含め、近隣の方とか借りに来られている方も楽しみにされているんですが、こういうふうな図書館にしたいという自分たちの考えがある程度固まっていないと、広がった分、逆に漠然として魅力を生かし切れないということがあるんじゃないかなということで、これは心配なんですけど、時間のあるときに、そういうワークショップで

すとか、図書館等建設検討委員会の中で出た意見を煮詰めるというか、具体的に、じゃ、こういうふうにしようということをお話ししていただきたいと思います。

それで、次の3番目のお尋ねなんですが、以前、一般質問でも自分たちが視察に行きました湯河原の図書館が、古い建物であるけれども、運営方法、活動に対して、とても基山町でも取り組んでやれば、広くなっても現職員数で運営していくのに、現職員数であれば大変じゃないか、仕事がふえるんじゃないかということで、こういう図書館ボランティア、図書館に限ってボランティアというものをもっと活用していけばということでお尋ねをしましたが、回答の中ではもう既に、こうしていろいろお手伝いをいただいている方がいるから、声はかけていくけれども、特に、図書館ボランティアという形で登録をして、こういうようなことをボランティアでするんですよ、一緒にしませんかというような、職員の方の負担になるような、仕事がふえるような登録の仕方は考えていないというふうに私は読んだんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

そういうふうではなくて、図書館としては、ぜひボランティアに参加していただきたいということで、前向きにはしております。ただ、やはり現在こういう図書館検討をしております、じゃ、実際どういった仕事を今後お手伝いしていただけるのかというのがまだはっきりと見えておりませんので、その辺も今後、まだ1年半ぐらいありますので、検討しながら、それは大歓迎でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

もう時間がそろそろないんで、これお願いにもなるんですが、若いお母さんが、まちづくりの委員会のときだったと思いますけれども、子育てするのにいいと思ってここにやってきたけど、そういう子供と一緒に遊んだり、一緒に何かするようなのがなくてすごく残念だというようなことを発言されているということがありましたので、この図書館ボランティアという形で、若いお母さんの交流の場所にもここはなると思っていますので、そういう意味で、ぜひしっかりと、登録して一緒にやりましょうという形づくりというんですか、よければ

どうぞじゃなくて、形をつくってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で牧園綾子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

では、皆さんこんにちは。6番議員の重松です。一般質問に入る前に、ここ2年間の間に固定資産税の課税誤り、また消費税関連の利用料金の徴収ミスなどが発生いたしました。その都度町のほうは改善策を発表したわけですけれども、私は今回の不祥事に対してもそうですけれども、大変改善策が不十分だと1つは思っています。今回示されました改善策は、法令研修の充実、スキルアップを図り、職員間の連携によるチェック機能の強化というふうに言われました。本当にこれだけで今基山町で起きている、こういう不祥事の対応策ができるのかというふうに思っています。

私は1つは、課設置条例の見直し、そしてこれも含めた行政のあり方そのもの見直しも今しなければならぬと思っておりますし、そして何よりも、基山町に大変不足している専門職員の育成をやっぱり強化を図っていかねばならないというふうに考えています。

そしてもう1つは、今、基山町と鳥栖市、または小郡市と職員間の人事交流も行っております。私はこういう人事交流を積極的に行う中で、スキルアップを図って、そして基山町の本当に今から将来を担っていく職員を育成していくべきというふうに考えております。

ぜひこういう要望をまず申し上げまして、一般質問に入ります。

質問事項1として、コミュニティバス運行について質問しております。

改めて申すまでもなく、福祉目的の循環バスから誰でも利用できるコミュニティバスにことし4月から生まれ変わりました。それこそ平成25年、去年の3月から第1回の基山町地域

公共交通会議、または地域公共交通活性化協議会の合同会議が開催され、そして約1年間の間に8回の協議会が開催されまして、見直しが進められてきたところでもあります。

手続の方法については、私は何も問題はないというふうに思っておりますけれども、同時に議会の意見をもう少し聞くべきではなかったのかというふうに思っておりますし、こういう点を含めて質問をしたいというふうに思っています。

まず第1点は、試験運行期間、ことしの4月から6月までの期間です。2カ月間の期間ですけれども、乗降客数の実績はどうなっているのかということをお聞きいたします。

まずは1号車はけやき台から基山駅、そして高島団地を結ぶ幹線バス、2号車は園部、宮浦、長野、本桜を回る小型のバスですけれども、1日平均と1便当たりの平均について、乗降客数のお示しをお願いいたします。

2点目は、本格運行が7月から始まりました。本格運行してまだ2カ月ですけれども、この7月、8月の2カ月間の乗降客数、そして1、2号車の1日平均、1便当たりの平均についてお知らせください。

3点目は、7月からそれこそ有料の本格運行になりました。2カ月間の運賃実績を御提示ください。

4点目は、10月から来年の9月までという、変則にはなりますけれども、27年度の運行が1年間単位で行われます。運行会社の入札も行われ、本格運行になるだろうというふうに思います。ことしの10月から来年9月までの1年間の事業費、それと財源内訳について御説明ください。

5点目は、今後の課題について、幾つか、何点もあるだろうというふうに思いますけれども、これについて説明をお願いいたします。

次に、入札制度の改革について質問をさせていただきます。

それこそ私、平成21年の9月議会、今から5年前になりますか、入札改革と公契約条例について質問をしたことがあります。税金を用いて行う公共事業の業者を決める入札は、単に契約金額が安ければいいというものではないというふうに私は思っております。契約会社は公共工事やサービスの質、安全の確立、それと社会的使命、そして業務に従事する労働者の適正な労働条件等も遵守するようにしなければなりませんし、そういうふうな入札制度に改めていかなければならないというふうに考えております。

そういう意見を申しまして質問いたします。

第1点は、平成26年度の入札結果、これは基山のホームページにも入札結果については開示されております。多分16件あったろうと思いますけれども、予定価格に対しての入札率の最高と最低はどのようなになっているのか説明をお願いいたします。

2点目は、予定価格を公表する基準は何があるのか、説明をお願いいたします。

3点目は、基山町は最低入札率を設定しておりませんが、その理由をお聞かせください。

4点目は、低入札価格、ダンピングを防止するために低入札価格調査制度というのがあります。それを設定すべきではないのかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

5点目は、基山町は契約及び入札について、条例では定めておりません。規則や要綱、要領等で定めております。私は一本的に、こういう公契約については条例で定めるべきというふうに思っております。公契約条例または公契約規則を策定すべきというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

次に、まちづくり基本条例の見直しについて質問いたします。

まちづくり基本条例は、第4次基山町総合計画の基本構想、町民と行政との協働のまちづくりを目指してというのを制度化した基本的な条例でもあります。それこそ平成19年から学習会、町民会議、ワークショップ等を開催し、作業部会や策定委員会での協議を経て、平成21年9月に基山町議会のほうにまちづくり基本条例案として上程されました。議会では1年間をかけて細かく条例案を精査し、平成22年9月議会で賛成多数で可決し、平成23年4月から施行したところでもあります。施行から4年目を経過している現段階で、見直しも含めて質問いたします。

第1点目は、町民参加でのパブリックコメントが取り組まれておりますけれども、各年度の実績について御提示ください。

最後に、条例の見直しが検討されているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問にお答え申し上げます。

まず冒頭に、課税誤り、いろいろと御指摘、そしてその改善策がいかかかというような

ことをおっしゃいました。誤りについては、私も真摯に受けとめて、おわびを申し上げたいと思います。何しろこれはもう今に始まったことじゃなくて、15年も20年も前からの誤りというようなこと。それがあるきっかけで2件はわかったというようなことでございます。

それにつきましては、もういろいろ申し上げません。その改善策いろいろは重松議員さんとも折に触れいろいろお話しをいたしましたから、ここでは申しません。

それでは、通告をいただいております質問にお答えをいたします。

まず1項目めは、コミュニティバス運行についてでございます。

(1)の4月から6月の実績ということでございます。

1号車につきましては、1日平均乗客数は65人、1便当たり6人、2号車につきましては、1日平均乗客数が29人、1便当たり7人でございました。

なお、2号車については、1日4便で計算をしております。

(2)の本格運行期間、7月、8月の乗降客数ということでございます。

1号車につきましては、1日平均乗客数は51人、1便当たり5人、2号車につきましては、1日平均乗客数は23人、1便当たり6人でございました。

(3)の有料運行の2カ月間の運賃実績ということです。

運行日数は52日で、乗客数が3,834人で、運賃収入額は38万3,400円となりますが、割引額が9万300円ありましたので、運賃実績は29万3,100円でございます。

(4)です。10月から来年9月までの本格運行の事業費と財源内訳はということでございます。

平成27年度事業費、ことし10月から来年9月までにつきましては、運行日数を295日で計算しますと、2,280万8,000円と見込んでおります。財源の内訳につきましては、1日の平均乗客数が74人の場合、国からの補助金511万1,000円、実質運賃収入195万6,000円、町費は1,574万1,000円を見込んでおります。

(5)今後の課題は何かということでございます。

今後の課題につきましては、身近な移動手段としてのPR活動や利用者の移動ニーズに応じたダイヤ及びルートを整備に努め乗客数をふやしていくこと。次に、有料広告による収入を図り財源を確保すること。さらに、隣接する市と行政間の連繋による広域的な公共交通ネットワークの形成が必要だと思っております。

2項目めの入札制度改革についてでございます。

(1)平成26年度の入札結果で、予定価格に対しての入札率の最高と最低はどのようになっているのかというお尋ねです。

26年度の入札の結果は次のとおりでございます。入札件数6件、入札率が最高で95.1%、最低で90%、平均の93.3%でございます。それは工事のほうでございまして、委託になりますと、入札件数が8件、入札率が最高で93.8%、最低で47.1%、平均の72%でございます。

(2)予定価格公表の基準は何かということでございます。

予定価格は、基山町建設工事に係る予定価格事前公表の試行に関する要領に基づき、建設工事について事前公表を行っております。測量、建設コンサルタント業務についても同様の取り扱いとしております。

(3)最低入札率を設定していないのはなぜかということです。

建設工事につきましては、おおむね90%以上の落札率となっており、低価格での受注がなかったため、最低制限価格の制度を実施いたしておりません。

(4)低入札価格調査制度を設けてはということでございます。

建設工事では、おおむね90%以上の落札率となっておりますが、測量等の委託業務については、さきに申しましたように、50%を下回る落札も見受けられるようになりましたので、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定の研究が必要であると考えております。

(5)の公契約条例または公契約規則を策定してはということです。これにつきましては、現在のところ策定の予定はございません。

3項目め、まちづくり基本条例の見直しについて。

(1)町民参加でのパブリックコメントの各年度の実績はということです。

平成23年度が6件、平成24年度が3件、平成25年度が7件でございます。

次、(2)の施行から4年目を経過しているが、条例の見直しは検討されているのかということです。

平成23年の地方自治法の改正により、昨年、総合計画を基山町まちづくり基本条例に盛り込みました。今のところ予定はございませんが、まちづくり推進審議会の中で聞いてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。要点を絞って質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1点は、4月から、それこそコミュニティバス2台になりました。もともと基山町は循環バス1台走っておりましたので、2台になって大変便利になったという意見は私も十分伺っております。

そういう中で、確認も含めてですけれども、1号車、2号車の定員について、まずちょっとお知らせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

1号車につきましては、定員は29人、2号車につきましては9人でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

1号車は、それこそ幹線を走りますので、お客様が多いときには結構乗られているなというふうにも思っています。

それで、25年度もそうでしたけれども、循環バスの場合は、乗れない場合は、後で、それこそ基山タクシーさんのほうが後ろにタクシーをつけて、そして乗れなかったお客様をタクシーが運ぶというものをされておりましたけれども、今回から4月以降は、もし乗れない場合、特に2号車の場合、どのような取り扱いになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

2号車につきましては、議員おっしゃいますように基山タクシーが請け負っておりますので、それにつきましては追走と、もし9人で乗れない場合には追走をするというふうになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ、これも確認ですけれども、ことしから新しくなったということで、じゃ、乗降客数がどのようになったのかということも確認するためにですけれども、循環バスの24年度、25年度について、実績ですけれども、運行日数と利用者数について、資料があれば説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

循環バスの24年度と25年度の実績を申し上げます。24年度につきましては、運行日数が293日、利用者数が1万3,365人、1日平均当たりが42.7人、学童送迎が203日で、1日平均4.6人を運んでおりまして、トータルで48.8人となります。

それから、平成25年度につきましては、運行日数が294日で、利用者数が1万4,339人、1日の平均が48.8人でございます。学童送迎が、運行日数が203日で、1日の平均が3.1人でございます。1日の平均が50.9人となっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

基山の循環バスは大変利用者が多いんだというのは、これは統計的にも出ていたわけです。というのは、こういう循環バス等は基山町ぐらいの面積で走る場合は、1万人を超えれば大体成功だろうというふうな数字なんですね。基山町は、それこそ四、五年前の資料では1万2,000人ぐらいでした。それが1万3,000人に。そして25年度は、それこそ1万4,000人を超えたというふうな形で、大変利用者がふえてきたと。ふえてきた理由は、1つは高齢化が進んできたということもあるかというふうに思います。

そういう中で、今回4月からコミュニティバスのほうに切り替えたということで、何がどのように変わったのかということも含めながら質問をしたいというふうに思っています。

1つは、それこそ有料運行になって、50日間で3,834人の方が利用されたというふうに言われました。運賃が38万3,400円と。そのうち9万3,000円の割引ですね。

まず1つ、この9万3,000円の割引の内訳について、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

割引に関しましては、75歳以上の方がきやまんきっぷということで、1,000円で14枚つづりでございます。それから、よく利用されている方に関しましては、11枚つづりの1,000円でそれをげんきっぷということで販売いたしております。

その内訳の9万300円につきましては、ちょっとそのあたりは資料がございませんけれども、その合計で9万300円となっておりますところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません、急に質問して。

運賃の38万3,400円に占める9万300円というのは、約23%ぐらいですね。75歳以上の方が割引率を30%というふうに考えれば、それこそげんきっぷ、1,000円で11枚つづりも結構販売、利用されている方が多いのかなというふうにも思っております。

そういう中で、私は問題は、それこそことしの10月から来年9月までの平成27年度の1年間のコミュニティバスがどのようになっていくのかというところが心配な面もあるわけです。

それで、1点目は、これは1号車、2号車とももう契約は終わっているのか。先ほど事業費というのが説明では、2,280万8,000円と言われましたけれども、1号車、2号車の運送会社、それと契約金額について、入札が終わっていただければお知らせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この運行に関しましては、今度の補正予算でも来年の3月までの分をお願いいたしております。その単価で来年の9月までを試算いたしております。

それで、1号車につきましては1日当たり4万2,500円、それから2号車につきましては3万4,817円で、運行日数を295日というふうに想定をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そうすると、1年間の契約ですか。多分今、これはどうしても継続になりますから、1号車は西鉄バス、2号車は基山タクシーというふうになろうかと思えますね、10月以降もです。この契約の仕方ですね、1年間の契約なのか、長期包括的な、例えば、3年間とか5年間の契約になるのか、どういうふうな契約形態になっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

このコミュニティバスの運行の形態が10月から来年の9月まででございますので、会計年度と若干違ってまいりますけれども、いろいろ考えましたけれども、やはり会計年度で契約をしていきたいということでございますので、ことしの10月から来年の3月まで、それから27年度の4月から9月まで、そういう半年ずつの運行協定を結んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっとわからないんですけども、それこそ運送法に基づいて行われる契約にもなるわけですけども、半年間契約みたいな形でして、本当に今から先の将来の見直しとか展望が持てますか。私は、なぜこれ言うのかというと、後からまた質問していますけれども、今後の課題で利用者増とか、有料広告負担なんかも出ていますけれども、こういうのを取り組むためには、これはある程度長期契約を結ばなければならないというふうに思っていますけれども、この点はそういう心配ないですか。半年のこれは契約か何かという形になるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私たちが議員おっしゃいますように、複数の契約といいますか、そういったものも大分考慮をいたしましたけれども、やはり油ですね、油脂類の高騰といいますか、そういったもので、それを加味したときに、やはり運行業者のほうもそういった複数の契約は望まないというようなことだったのでございましたので、会計年度ということで契約を結んでいきたいというふう

に思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ今の日本経済の中で、円安等の中で、確かにこういう運送会社の方は大変きついと、ガソリン値上げとかディーゼルの値上げなんかもあるわけですがけれども、それにしても、私は基山町が行うこういう契約に対しては、やはり一定程度、3年の長期契約、包括契約を結ぶべきと。こういうふうに変動する部分、例えば、ガソリンとかいう部分については、これは別途精算みたいな形でもしたほうがいいというふうに思いますね。それこそクリーンヒル宝満あたりもそういうふうな契約、1年間のうち、これは事業費の中ですけれども、この事業費の中でもやっぱり増減はあるんですね。特に物すごくコークスを、クリーンヒルはコークスを利用しますので、コークスの値段によって、この事業費そのものが変動したりするという部分があります。だから、こういうふうに変動する部分については別途精算ないし別途会計にしたとしても、契約については、私は3年ないし5年の契約を結んだほうがいいと思いますけれども、そういうことは勘案されていませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほども申し上げましたけれども、複数年度契約といたしますか、そういったものも十分考慮いたしましたけれども、やはり相手方といたしますか、先ほどありました西鉄バス、それから基山タクシー、そちらのほうが単年度でいいというようなお話でございましたので、そのような形態をとっておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

契約は単年度というふうに最低なったとしても、運送についての、当然基山町は今から先、このコミュニティバス、廃止するということはまずないと思うんですね。いかに充実していくのかという方向では、この契約会社がころころ変わるといいましようか、1年置きに変わるといふのは、私は好ましくないというふうに思うんですね。この辺では何かそういうふう

に、将来的にも基山町のコミュニティバスの運行については、責任を持ってもらうといいでしょうか、継続してお願いしてもらうというふうな、こういう契約までいきませんが、協定を結ぶということはできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

1号車につきましては、西鉄バスという大変大きな会社でございますので、そういった信頼関係を結ばれていると思っておりますし、2号車につきましては、新しく車を買いかえましたので、基山のコミュニティバス用に買いかえておりますので、それを何といたしますか、単年度でやめるというようなことはないというような目的で購入されておりますので、そのように実行されるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これこそ、自治体と企業と。工賃ですよ、口約束ではやっぱり私はだめだと思いますね。こっちがそう思っておると言ったとしても、実際もう契約をやめると。西鉄バスさんにしても、基山タクシーさんにしても、やっぱり営利目的でもありますから、この辺は私は何らかの協定を結んで長期契約の形をとったほうがいいというふうに思いますので、こういう努力をぜひしていただきたいというふうに思っています。

それで、先ほどこの事業費について、財源内訳も説明をしていただきました。1日平均74人の利用というのは、今それこそ試験運行、そして本格運行になった実績を見れば、私は十分クリアできるかなと。そして、今後またコミュニティバスを、宣伝を含めて町内の方に乗ってもらうような努力をすれば、まだまだふえるというふうに私は思っています。

そういう中で、国からの補助金、511万1,000円というふうに言われました。そして実績運賃収入が195万6,000円、それに町費ですね、町からの委託といたしましうか、支援金ですね。これが1,574万1,000円というふうな説明を受けました。国からの補助金の511万1,000円について、どういう積算をもとにこの511万1,000円が出ているのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

511万1,000円の積算につきましては、国が定めた係数が1人当たり240.40円ですね。それを4,623人という、基山町が交通不便地域というふうに九州運輸局のほうから指定を受けておりますので、その人数が4,623人でございますので、その係数に乗じた額に400万円という固定の係数がございます。それを足した金額が511万1,000円ということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も何度か、それこそ活性化協議会を傍聴させてもらいまして、そのときにも資料なんかもいただいたりしたわけですが、もともと基山町は交通不便地域の対象人口は1万5,477人というふうに説明を受けていました。それが今言われましたように、これは国交省の最終的な基山町の不便地域の人口というふうに示されたわけでしょうけれども、4,623人というふうに減りました。約1万854人減ったわけですね。そして、先ほど説明がありましたように、年間240.4円の係数を掛けるというふうになれば、年間約260万円が結局国からの補助が減ったというふうになるわけですね。この減った部分は、当然これは基山町の持ち出しがふえたというふうになりますけれども、活性化協議会の中には、運輸省、職員さんといましようか、担当の方もいらっしゃいますし、この辺は十分意見等も聞きながら基山町は進めてきたというふうに思いますけれども、どうしてこういうふうに1万5,477人が4,623人というふうに交通不便地域の対象の人口が減ったのか、これについて説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

交通不便地域の人口の算定に関しましては、佐賀運輸支局のほうと、このコミュニティバスに関しましてはいろいろな指導を受けてまいっておりました。それで、その不便地域の人口の算定につきましては、基山駅から半径300メートルでコンパスで結んだ以外の方ですね、先ほど議員おっしゃいました1万5,477人になります。基山駅から300メートルを除いた地域ですね。しかし、今度はそれで申請をいたしましたらば、九州運輸局のほうの査定で現地にも来られました。その中で、今度の算定の方法には、駅から1キロメートル外れた区域しか

だめですよということですね。駅に関しましては、基山駅、それからけやき台駅、それから甘木鉄道の立野駅がございます。それは全部カウントするんだということで、その1キロメートルから外れた区域がございます。それはだめですよと、その以内ですね、1キロメートル以内の方は交通不便地域にはならないということで、九州運輸局のほうにも当初の話と違うというようなことで話に行きましたけれども、その中で認められましたのが、けやき台の17区の一部ですね。それはコンパスじゃなくて、実際の距離から1キロメートル外れている。歩いて1キロメートル以上、そこは数えていいですよということでございます。

その中で、なぜ見解の相違があったのかということでございますけれども、これにつきましては、九州運輸局長がそういった交通不便地域の人口は決定するわけでございますけれども、高低差の大きい郊外団地というところが該当するというような、そういったマニュアルがあるんですけれども、そこをやはりけやき台の団地、そこは非常に高低差があるというふうなことで、今佐賀支局と話をするときにはカウントしていいですよということでしたけれども、やはりいろいろ国のほうでといいますか——の中では、やはり1キロメートルから外れた区域でないだめですよという最終な決定がなされたというところでございます。

これは大変重要な中身でもありますけれども、これは国が取り組んでいる。それこそ地域公共交通活性化再生総合事業の中での取り組みなんですね。日本全国の中のこういう交通不便地域の対象と、これに対して、先ほど言いました係数を掛けてするというふうな、この補助の計算なんですね。基山町だけ特例ですよというのは私はあり得ないと。そのあり得ないということ、なぜ最初にきちっと把握しなかったのかというのが1つなんですね。基山町の基山駅、けやき台、それに甘木線の立野駅、これから半径1キロをとれば、もうそれ以外の方が4,623人というふうになりますけれども、それこそ1区、2区、4区、6区、もうそれぐらいなんですね。もうほとんどのところは、この基山駅を中心としたところからカバーできると。そうすると、基山駅は本当に地域交通の不便地域なのかと。そこまで不便では本当はないんだと。しかし、今から先、コミュニティバスを進めていくのは、1つは人口が高齢化していくんだというのもあるんですね。だから、この辺では、私はもう少し慎重に、これについてはしておかなければならなかったと。これはなぜ私はここをしつこく言うのかというのは、こういうのは議会のほうには説明がないんですね。なぜなら、活性化協議会、または会議の中で進められていくと。地域公共交通会議の中でですね。議会のほうには、私は何とかこれは議会のほうにもきちっと説明を本当はすべきだったんだというのを言ったのは、

こういうふうには町のほうも財源措置をしなければならないという問題で、もしこういうふうになれば、約250万円基山町は財源の負担がふえたというふうにもなるわけですね。だから、ぜひその辺についてはもう少し慎重に進めていって、こういう取り組みについては、特にそうですねけれども、読む、なかなか中身が十分理解できていなかった部分もあるのかなというふうな心配もするんですね。当然九州運輸局の方も入っていますので、そういうことがないにしたとしても、こういうことがないようにぜひお願いしておきたいというふうに思っています。

それで、先ほど基山町からの町費、27年度の補助金額合計1,574万円というふうに説明を受けました。基山町が、じゃあ循環バスを1台幾らで回していたのかというのがあります。少し私のほうでも言いますけれども、過去、それこそ西鉄バスの時代、西鉄バスさんが運行していた時代、約1年間で970万円ですね。そして基山タクシーさんが運行されましたけれども、平成22年から、平均して670万円。合わせれば、基山町は1,640万円出せば2台、バスの大きさは違いますよ、運行できるみたいな計算にもなるんですね。そうすると、町費が1,574万円もかかるということで、一番最初の契約金額がそれこそ1年間で2,280万円になると。そうすると、基山町が今まで行ってきた循環バス、もう2台のままのほうが安う上がるんじゃないのかなというふうな計算にもなりますね。この先ほど言われました事業費、2,280万円、これは1日当たり幾らで計算されて、運行日数295日ですか、これを掛けられた形になっておりますけれども、この積算というのは、これは基山町のほうが出されましたか、それともそれを受託する運送会社、西鉄バス、基山タクシーのほうが出された積算でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

1号車につきましては、1日133キロ走ります。それから2号車、これにつきましては1日137キロ走ります。そういったところを西鉄バス、それから基山タクシー、そういったところの人件費、それから油代ですね、そういったところを積算されて町のほうに提示があって、その中から町との中の話し合い、それによって決定をしたというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ最初に言いましたように、西鉄バスさんにしても、基山タクシーさんにしても、これはやっぱり利益が出なければ行わないという形で、当然こういうふうな積算にもなるのかなというふうにも思いますけれども、問題は、今から先国からの補助、先ほど平成27年度は約511万円というふうに言われましたけれども、この金額が今後、私はこれこそ活性化の総合事業の説明を見れば、これは3年間の——ローテーションじゃないんですけれども、3年間で見直すというふうになってくる部分もあると思いますけれども、この511万円というのは、27年度は出ますけれども、28年度、29年度、将来、これはどのように国からの補助というのなる予定ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、先ほど私が申し上げました1人当たりの係数が240.4円と言いましたけれども、26年度は299.07円だったんですね。その中で、もう59円ぐらい下がっているわけですね。だから、これにつきましては、やはりこのコミュニティバスを取り組む自治体が非常にふえているということで、国全体の予算がふえない限りは、その係数が下がっていくということが懸念されますので、この511万1,000円が将来にわたって約束されるものではないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そうすると、将来的に基山町の持ち出し部分、補助金がふえていくんだというのがもう前提になるというふうになりますね。

私はそれこそ、これ研修のほうで、熊本県の菊池市のデマンドタクシーとコミュニティバスを総合運用しているところを視察に行きましたけれども、国からの補助は一切受けないというふうなやり方をしているんですね。なぜ国からの補助を一切受けないのかと言えば、いろんな規約が、規制があるし、将来どうなるのかわからないと。そういう中で、契約会社と長期的に契約を結べないと。それだったら、もう市独自で財政措置しながら、そして利用者をふやしていくという形でしたほうが、将来的には運行が安定するんだと。補助を頼ればど

うしてもいろんなところに規制がかかるという部分、見直しが今度しにくくなるというのがあります。私は午前中のいろんな会議の中でも、補助金をうまく使ってやっていくという町の財政の考えについては私も反対するわけではありません。しかし、場合によっては、町の独自の運行方法も含めながら、補助金に頼らない体制も必要なのかなというふうにも思っております。これは一応参考で申し上げておきます。

そういう中で、今後の課題について少し質問をします。

私は利用者をいかにふやしていくのかという中で、それこそ一番新しい9月1日号の「広報きやま」ですか、これにコミュニティバスにプロジェクションマッピングを施して宣伝もしていくんだというふうにありましたけれども、このプロジェクションマッピングというのは、ちょっと中身について少し説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

正直申し上げまして、私も余り詳しくはございませんけれども、鳥栖商業高校ですね、その生徒さんたちが非常にそれに熱心だということで、基山町のコミュニティバスを宣伝したいというふうなことで、それに協力をしますというふうなことでございますので、打ち合わせも実際的に今やっておりますので、それを鳥栖商業高校のほうにお願いをしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ私も詳しくないんですけども、言われました鳥栖商業ですね、こういうクラブ活動の一環でしょうけれども、コクヨノートを使って、人生を、一生をコクヨのノートで知らせるということで、最優秀賞をとったということで新聞等にも載っておりました。多分、それこそコミュニティバスを使っていろんな映像等を取り入れながらしていくのだろうというふうにも思いますね。それも含めながら、これに書いてあるのは、みんなでバスに絵を描いてみませんか。こういうふうに町民みんなの手づくりのコミュニティバスにしたいんだという思いだろうというふうに思います。こういうふうにするためにこそ、私は先ほど言いました長期契約ですね。いつやめるかわからないバスになかなかできないんですね。ある程

度やっぱり長期的に運行してもらおう。長期的に契約をしていくというのを前提にしないと、こういう事業は私は成り立たないのではないのかなというふうにも思っております。

ぜひこの辺については、基山町の特色のあるバスですので、マスコットのきやまんを描いたりとか、基肆城を描いたりとか、いろんなものもあるかと思えますけれども、そういう手づくりの広告、絵を描いていくというのは大変大事かなというふうにも思っています。

それから、有料広告も少し言われましたけれども、何か具体的に考えがあれば御提示ください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然、コミュニティバスを媒体として、何らかの収入を図っていききたいというふうには考えておりますので、実際的にそういった業者の方からの引き合いもあっておりますので、今そういった、どのようにやっていくのかというものを模索しておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは今から先のことでもなります。バス停の名前にそういうふうな会社名とか事業所名を載せるとかいうのもありますし、当然バスのつり革といいますか、中のほうにそういう広告の掲示なんかも有料でしてもらおうというのもあって、少しでもこの運賃を、業務を含めながら実績を上げていくというのが必要というふうにも思っています。

それから、私は一番の問題は、基山町が基山町内だけしか今回していない、このコミュニティバスを、基山町から出して、例えば、鳥栖、場合によっては小郡、こういうふうに広域的なコミュニティバスの運行に今からする努力は大変必要なんだというふうにも1つは思っています。

それで、町民の方から大変要望が多いのが、やっぱり弥生が丘地区にどうにかしてこのコミュニティバスを乗り入れができないのかと。鳥栖市のほうと話ができないのかというふうに言われております。今、鳥栖市とのこういうところについての協議、どのようになっているのか、現段階で説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

鳥栖市にも活性化協議会がございますので、そのほうに基山町のほうからも弥生が丘の乗り入れ、そういったものがないかという申し入れを今やって、正式な文書を鳥栖市のほうに提出をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も個人的に鳥栖市のほうに伺いまして、基山町のコミュニティバスの現状も話をしまして、鳥栖市のバスについても説明を受けました。鳥栖市の場合は路線バスも走っております。そして、コミュニティバスですね、ミニバスと鳥栖は言いますけれども、これも走っていると。鳥栖は両方に対して補助もしているわけですね。基山町がもし弥生が丘地区に乗り入れの希望があり、それをうまくするためには、1つは、この弥生が丘地区の住民のまず理解が必要なのだと。基山町のバスが弥生が丘地区に、自分の例えば、住んでいる方は入ってきているけれども、なぜかというふうになってもだめだと。それともう1つは、鳥栖市のミニバス、200円なんですね。基山町は先ほど説明があつていますように100円、そうすると、同じ地区を走っているバスが、鳥栖は200円、基山は100円となった場合に、鳥栖市民の方からは、今鳥栖市民の方はこのミニバスについては大変理解があつて利用者もいる中で、不満が出てくる可能性もなきにしもあらずというふうな不安もあるんですね。そうすると、金額を、料金を統一しなければならないというふうな、これは大変難しい、行動的には政治的判断にもなるかもしれませんけれども、こういう問題もあるというのは当然御存じだろうというふうに思います。

そういう中で、私はそれこそ基山、鳥栖、みやき、1市3町連繫で連繫ビジョンをつくるために今会合等もされていますね。その中ではこういうふうに、コミュニティバスの相互乗り入れについても検討するというふうに話があつておりますけれども、松田副町長、今から先、将来の検討あり方委員会等の話も前回少しさせていただきましたけれども、こういうふうな会合は今何か進んでいますか、何かあれば。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

先日の広域の会議で、鳥栖市に対して申し入れをきちっといたしまして、さらに、もう現在は正式な形で鳥栖市に対しての申し入れも行っているところでございます。あとは幹部同士の調整みたいな話も、個別ではございますけど、そういう形でやって、少しでも住民の皆様にご満足していただけるような、そういうことを今考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ見直しはそれぞれの市町もしなければなりませんし、広域的に1市3町、みやきのバスも鳥栖に乗り入れたいという要望があって、そういう調整も今されているんですね。いろんなやっぱり要望があると。基山町が鳥栖市に乗り入れて、鳥栖市民もメリットがなければだめなんですね。鳥栖市のバスがまた基山に来て、基山のメリットもなければならぬと。お互いがメリットがあるような状態にしなければならないというふうなこともあるんですね。

それともう1つは、将来的に基山町は幹線バスについては、もう一度路線バスの復活をお願いして、けやき台から基山駅、そして高島団地、弥生が丘を通過して、例えば、アウトレットも通って鳥栖の駅までとか、そういうふうな西鉄さんのほうに対しては路線バスの復活をお願いすると。そして、それに対して基山町はまた、地区割とか、鳥栖市民と案分みたいな形になりますけれども、補助金を出して運行してもらおうとか、そういうふうな形を将来的にはとるのも検討になってくるのかなと。そして、どうしてもそういう枝的な部分については、基山町がコミュニティバスでカバーしていくというふうな、将来的な見通しも今の段階から立てて私は進んでいってほしいというふうに思っています。この辺について、ちょっと少し意見をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、公共交通、基山から鳥栖、みやきというような話がございました。実は、身近な公共交通手段といえますか、これを今、これはもう全国的にそれを考えて、その会長さんが古川知事さんなんです。とにかく今までここの地域は採算がとれないから、もうバスは廃止しよ

うとか、通さないとかというふうなことじゃなくて、やっぱりその地域を考えて基山から鳥栖、みやきというような、それに対しては国、県も若干ある程度の補助を出して、ただ業者サイドでの採算ベースだけじゃなくて、そういうことも考えていかなきゃいかんというのが、古川知事が提唱されて、会長さんのみずから交通手段というようなことでございます。もうそれからしますと、基山のパーキングから幹線通りまして、そしてアウトレットに行つて、それから鳥栖市内通つてみやきに行くと。そうすると、通学、高校とか、工業、商業、この辺も基山も助かるし、みやきもいいんだというような、そういう考え方も話も今やっておりますので、その辺にもらんでまた進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひ今言われました部分も含めて、1市3町で進めておりますビジョン検討委員会の中でも十分議論をしていただきたいというふうに思っています。

時間がないので、次に入ります。

私は、入札は、各企業が公的な事業を受注する場合の公正・公平な手段として、これは企業間競争なんですね。

そこで、私は不正は当然許されません。基山町の入札が正常に執行されているというふうにも思っておりますし、それを前提にまず話をさせていただきたいというふうに思っています。

それで、それぞれ基山町の入札について出されている部分、これは基山町のホームページから印刷した部分で、16件今年度あったろうと思います。その中で、最高、最低いろいろ聞きました。最低が47.1%というものもありますけれども、1つは予定価格が、この中で公表されているのは何があるのか説明を、今年度の分についてです。お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

工事等、入札するような委託については、全て予定価格を公表いたしております。事前公表をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

予定価格は事前公表という意味で、入札前に事前に公表されているという意味でいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは金額に上限、設定はされませんか。例えば、私も少し調べれば、鳥栖市さんの場合は500万円ですか、工事費。500万円以上について出されているとかあろうかと思えますけれども、それはいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

市町によっては、予定価格の金額によって事前公表、あるいは事後公表で変わるところもございますけれども、基山町については全部事前公表をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私の質問の仕方が悪かったのかなと思いますけれども、入札が基山町の場合は両極端なんです。高いのは確かに90%を超えます。80%台があんまりないんです。70%台も少ないです。場合によっては本当70%を割る、どっちかに分かれると。80%の入札というのは大変少ないと私は思っているんです。今ここに持っている資料の中を見てもそうなんです。そうすると、なぜこういうふうになるのかという部分、基山町が入札に対して最低制限価格を設けていないと。やっぱり先ほど言いましたように、企業間競争をして、どうしても仕事に欲しいという場合は、もう利益を度外視しても入札、応札する場合もあるんです。本

に基山町みたいな、公共自治体が出すこういう仕事の発注の仕方に、この最低制限価格を設けなくて企業間競争だけに任せるのが本当にいいのかというのがありますけれども、最低制限価格、これは最低私は設けなければならないというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

以前は入札落札率は90%ぐらいがほとんどで、そういう心配はなかったんですけども、最近委託のところを見ていただくとわかりますように、50%以下というような落札率も見かけるようになりました。今まではよかったですけれども、議員おっしゃいますように、必要としてという部分も心配な面もありますので、あるいは最低価格を設ける制度か、あるいは低入札価格を調査する制度をするか、どちらかを今から検討をしていきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は今まで基山町が入札を行って、それを議会の議決にかける案件について2つ反対をしたんですね。1つが、これはもう少し前になりますけども、平成22年の下水道工事、これ高島処理区であった工事ですけれども、予定価格が1億2,100円を、落札金額は7,500万円だったんですね、落札率62%でした。

それから、これは6月議会でもありましたけれども、消防ポンプ自動車の、これは物品の購入ですけれども、これについても落札率が62%と、余りにもやっぱり低いのではないのかと。ここにはやっぱり基山町が最低制限価格を設けていないからこういうふうになるというのがあります。工事に対しては最低制限価格というのがありますけれども、例えば、言われますように委託とか、物品購入とか、こういうことに対して、じゃあ、最低制限価格を設けるのがいいのかというのは少し意見が分かれるところでもあります。そうすると、私は低入札価格調査制度、なぜこういうふうに低入札になったのかというのを調べるべきだというふうに思いますけれども、これについて今町の考えをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは先ほどお答えしましたように、最低価格を設けるのか、低入札の調査制度を設けるのか、どちらかを検討していきたいと思います。

それから、先ほど言葉が足りませんでしたけれども、物品につきましては予定価格の事前公表はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

はい、わかりました。

それから、それこそ基山町がこういう契約及び入札については、ばらばらといいましょうか、これは基山町だけでも本当は限らないんですね。規則があったり基準があったりとか、面々分かれています。私はこういう入札及び契約については一本に条約をしたほうがいいと、まとめているところはあります。今基山町はこういう条例ないし規則等の見直しをされておりますけれども、この入札及び契約について、何か見直しをされておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員、公契約条例のことを言われているんだと思うんですけど、そういうふうな受け取り方でよろしいですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

公契約という中身で捉え方もいろいろありますね。ただ、公契約というのは、公的な部分が行う契約も含まれるんですね、大きい中身では。私が今言ったのは、基山町がばらばらなこういう規則とか、これを一本の、こういう契約というふうに名前しなくてもいいですよ、基山町が行う契約何とか条例でもいいですけども、一本にする気はないのかというのをまづ聞いていますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

特にそういう考えは今のところはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、なるべく町民の方にわかりやすい、また事業者の方にもわかりやすいという意味では、これはこれとして私はしたほうがいいと。私が今度質問する、それこそ公契約条例というのは、また違う中身でもあります。基山町、事業体が基山が出す仕事、公的な部分を出す仕事、これの働く部分で下請、孫請の部分の労働条件についても、私はきちっと保障すべきなんだというふうに思っています。その中で、1点だけ聞きます。

基山町が行っている、例えば、随意契約の中にはごみの収集がありますね。それと指定管理者制度で、例えば、町民会館や体育館で働いておられる人の、労働者の労働条件なり賃金については把握されておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

ごみの収集委託料に関しましては、一括の委託契約でございます。一応委託業者の見積もり等をもっておりますけど、その中につきましては、公共単価とほとんど変わらない単価で実際向こうのほうは見積もりは上げていらっしゃいます。だから、実際にその方がもらっている金額というのは、こちらのほうでは把握していないのが実情でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

指定管理者の町民会館並びに体育館等でございますけれども、常時雇用の最低賃金はうちのほうで規定をしておりますけれども、その中での賃金等は、足かせ等はしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

基山町が本来、例えば、ごみ収集についてしなければならない。しかし、これについては

基山町がするよりも民間に委託したほうがいいと。たしかこれは随意契約なんですね、随意契約の場合は、これは全部資料でもらっておりますけれども、特殊運転手、普通作業員、軽作業員の人件費も全て載っているんですね。これをもとに積算されています。じゃ、これが本当に払われているのかというのを本来は基山町が知るべきなんですね。それと指定管理者についてもそうなんですよ。もともと、この町民会館なり体育館にしても、基山町が全て管理しているときには、そこで働いている人の賃金については把握されていたんですね。指定管理者になっても私は当然すべきなんだと、これを保障するのが、これを規定するのが公契約条例でもあるんですね。だから私は、こういうところもしなければ、基山町の今しているところが、例えば、町民会館にしても、私も金額的には、うわきではっておりますけれども、こういう公の場では言いません、下回っています。基山町の例えば、臨時雇用員の報酬、賃金よりも下回っています。だから、その辺は私は調べて、やっぱり基山町が幾らの見積もりをしていたというので、やっぱり交渉もしなければならぬと。そこで働いている人の労働条件も保障しなければならぬというふうに思っておりますので、これについては今後とも早く検討をしていただきたいというふうに思っております。

まちづくり基本条例については、もう時間がありませんので、私の意見だけ申しますけれども、今回言ったのは見直しを検討すべきなんだと。なぜかという、例えば、今基山町がまちづくり基本条例を策定すると。今から策定していこうといった場合に、何か前つくった、それこそ平成23年から施行した部分について、何が不足しているのかを見なければならぬと。なぜかという、私は東日本大震災、こういうふうな本当に自然災害を含めて、原発事故もありますけれども、それとか今回広島でそれこそ大自然災害、多くの方が亡くなりました。こういうのが今頻発しているという中で、基山町の基本的なまちづくり基本条例の中で、人命を守るといいますか、そういう部分の中身も含めて加筆しなければならない部分があるのではないのかなというのも思うんですね。いや、ないとなれば、これはまたあれですけども、こういうのも含めて推進審議会のほうにまず話をしてくれというのを出して、それをもとに今から先見直しするところは見直しをしてほしいというふうな要望だけを申し上げておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、神前輔行議員の一般質問を行います。神前輔行議員。

○1番（神前輔行君）（登壇）

こんにちは。1番議員の神前輔行です。お昼どき、お忙しい中、傍聴していただきありがとうございます。今回、私は1項目め、ホームページについて、2項目め、ごみ処理について、3項目め、おむつ交換台設置についてをお尋ねします。

まず、1項目めのホームページについてです。

前回、うまく質問がかみ合わなかったので、今回、もう一度質問いたします。前回と同じ質問もありますが、もっと掘り下げて質問してみたいと思いますので、もう一度質問させていただきます。

(1)前回の一般質問後、どのように検討したのか。

(2)現在、バナー広告を掲載しているのが4社だと思うが、5年間のバナーを利用した企業を示せ。

(3)現在、コミュニティバスの時刻表、路線がホームページ内に掲載されているのか。掲載されていないければ、なぜか。

(4)広告とリンクの違いは何か。

(5)図書館建設についてのコンテンツをつくる予定はあるのか。

(6)ホームページに年間幾らかかっているのか。

(7)全体の見直しはどのくらいの期間でやっているのか。

(8)ホームページをつくりかえる予定はあるのか。

続いて2項目めに、ごみ処理についてお尋ねいたします。

ごみ処理についてはわからないことがたくさんありますが、今回は特に指定ごみ袋の処理についてを重点に質問したいと思います。

(1)指定ごみ袋で支払っているお金は何が含まれているのか。

(2)個人でクリーンヒル宝満に持ち込まれているごみの量を年間で示してください。

(3) 近隣施設で指定ごみ袋に入れて処理場まで持ち込んだ場合、無料のところはあるのか。

(4) 現在は何の袋に入れても持ち込みの場合は有料だが、指定ごみ袋に入れた場合、無料にはならないのか。

(5) 指定ごみ袋に入れた場合で無料にできない理由は何か。

3項目め、子育て支援の観点から、おむつ交換台設置について質問させていただきます。

(1) 現在、基山町内にある公共トイレは幾つあるのか。

(2) 1台設置するのに幾らかかるのか。

(3) トイレでの事故など報告はあるのか。

(4) 今後、トイレにおむつ交換台設置の予定はあるのか。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

神前輔行議員の御質問にお答え申し上げます。

1項目めのホームページについてでございます。

(1) 前回の一般質問後、どのように検討したのかということでございます。

それではまず、ホームページの背景の色についてですが、議員御存じのとおり、色覚異常者支援のため、背景色を変えることによりホームページを見やすくしたものです。その際、一部表示が白抜けになって見にくくなる場合がございます。これについては、インターネットエクスプローラーの設定が原因ですので、これを変更する必要があります。

次に、スマートフォンではホームページの初画面の一部の動画が見られないとのことについては、スマートフォンのオペレーティングシステムがソフトウェアのフラッシュプレイヤーのサポートを打ち切ったことが原因です。

基山町のホームページがそもそもパソコンでの閲覧を前提に作成されていますので、スマートフォンへの対応については、委託業者へ可能な方法がないか、照会をしております。

次に、ホームページ初画面の「最新情報」と「注目情報」の位置については、最新の情報を広く町民の皆さんにお知らせするということでは、まず「最新情報」を表示し、次に、その中でも注目すべき情報をお知らせしたほうがよいと考えております。RSSについては、スマートフォンで利用するには専用のソフトウェアのインストールが必要なようです。

(2) 現在、バナー広告を掲載しているのは4社だと思うが、5年間のバナーを利用した企業を示せということです。

平成22年が5社、23年が6社、24年が4社、25年が4社でございます。

(3) 現在、コミュニティバスの時刻表、路線がホームページ内に掲載されているのかということです。掲載していないのであれば、なぜかというお尋ねですが、現在、ホームページに掲載はしております。

(4) 広告とリンクの違いは何かということです。

基山町ホームページのリンク欄につきましては、基山町の情報提供や関連団体などのホームページへのリンクができるようになっています。

また、広告欄につきましては、広告料を支払った企業が宣伝のために企業名等を表示し、さらには企業のホームページを閲覧できるようリンクを張っております。

(5) 図書館建設についてのコンテンツをつくる予定はあるのかということですが、図書館建設の情報につきましては、図書館のホームページで公開していきたいと考えております。

建設途中の状況など、写真等でわかりやすくお伝えしていきたいと思っております。

次の(6)ホームページに年間幾らかかっているのかということです。

他のシステムとの共用した部分もあり、費用の分割が難しい部分もありますので、正確には申し上げられませんが、大体90万円程度です。

(7) 全体の見直しはどのくらいの期間でやっているのかということですが、見直し期間を特に定めているわけではございません。

(8) ホームページをつくりかえる予定はあるかということですが、近年、スマートフォンの利用が急激に増加しておりますので、これへの対応が必要と考えております。しかし、スマートフォンのソフトウェアはさまざまなものが次々に開発され、また、古くなって陳腐化しているものもあります。今後、ある程度ソフトウェアの開発が落ちついたところで対応を考えるべきものと考えております。

2項目め、ごみ処理についてでございます。

(1) 指定ごみ袋で支払っているお金には何が含まれているのかということです。

ごみの収集運搬及び処分費等が含まれます。

(2) 個人でクリーンヒル宝満に持ち込まれているごみの量を年間で示せということです。

組合構成2市1町の直接搬入量は、平成23年度、約5,741トン、平成24年度が約5,716トン、

平成25年度が約6,084トンでございます。

(3) 近隣施設で袋に入れて処理場まで持ち込んだ場合、無料のところはあるのかということです。

県内では、佐賀市の佐賀市清掃工場、有田町の有田町クリーンセンターが指定袋での直接搬入について無料引き取りをしています。

(4) 現在は何の袋に入れても持ち込みの場合は有料だが、指定ごみ袋に入れた場合、無料にはならないのかというお尋ねです。

町単独で無料化することはできません。

それから、(5) 指定ごみ袋に入れた場合で無料にできない理由は何かということですが、本町のごみ処理に関して事務は筑紫野・小郡・基山清掃施設組合にて共同処理しております。組合の施設で徴収される一般廃棄物処理手数料については、組合の一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例により重量に基づいて納入するため、無料化することはできません。

3項目めのおむつ交換台設置について。

(1) 現在、基山町内にある公共トイレは幾つあるかということですが、基山町内にある公共トイレは、庁舎内8カ所、保健センター2カ所、福祉交流館2カ所、公園8カ所、駅前広場2カ所、町民会館2カ所、総合体育館4カ所、町営球場2カ所、キャンプ場1カ所、図書館1カ所、基山駐車場1カ所、小松回転広場1カ所、憩の家1カ所の合計35カ所となっております。

(2) 1台設置するのに幾らかかるのかということですが、おむつ交換台の設置は1台25万円程度となっております。

(3) トイレでの事故など報告はあるのかということですが、現在、公共トイレでの事故などの報告はあっておりません。

(4) 今後、トイレにおむつ交換台設置の予定はあるかということです。

平成26年度から実施しますJRけやき台駅バリアフリー化施設整備事業において、駅舎内に多機能トイレの設置を予定しております。このトイレにおむつ交換台の設置を予定しております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

前回、一般質問でもホームページについてお尋ねさせていただいて、その結果、いろいろ検討をさせていただいたんですが、検討結果の中に、管理体制を前回ちょっと質問させていただいていたんですが、その後、管理体制を検討されたのでしょうか。されたのであれば、どのように検討したのかをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

管理体制につきましては、うちの企画政策課のほうで最終的なチェックをしている状況でございます。それで、特に変更等はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

前回、管理体制について各課がホームページにそのままアップするということでお話をしていたと思います。企画政策課のほうは、それは特には管理していないと。各課で管理させていただいていて、企画政策課のほうでは見ずに、そのままアップされているというふうに前は回答いただいて、それが今後は企画政策課で全部管理をしてアップするという事なんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

アップは各課でしているんですけども、その許可のところを企画政策課が握っておりますので、これにつきましては、企画政策課のほうで一度審査して、いろいろな問題がないかというのはチェックはしております。そして、こっちのほうがおーケーを出した時点で、各課のほうでホームページにアップしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。

もう1つ、これはちょっと副町長にお尋ねいたします。

前回、フェイスブックは副町長が単独で始められたということでお話をお伺いして、今は試験段階中なのということをお返事いただきましたが、フェイスブックのほうには5月30日に正式スタートと書いてありますが、3カ月たった今、既に正式にスタートされているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

正式に言えば、本当の意味での正式スタートではございません。というのは、私一人で行るのが正式だとは思っていないので、今後、役場内の体制を整えてやっていくと、そのときが本当の意味での正式スタートだと思います。ただ、表記として試行というのが余り長く続くのも変ですし、そういう形で、今、あそこの表記ではそういうふうにしております。今後、きちっとした体制を役場内で立てていきたいというふうに考えております。

ただ、わかっていたきたいのは、ホームページと同じような管理体制にしまうと、記事の内容もホームページと基本一緒になってしまいますので、そこらあたりをどこまで緩く、どこまで早くやるかというところを今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

フェイスブックについては、副町長が単独で始められたことで、現在、約1,250の「いいね！」が押されていて、私もこれはすばらしい情報発信のツールを始めていただいたなというふうに感じております。

今現在もまだ副町長お一人で情報は発信されているんでしょうか。それと、今まで3カ月やってきて、現在どのような手応えを感じていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

多くの職員からこの記事フェイスブックに載せてくださいという動きは出てまいっておりますので、そういう意味では、記事を探す手間は大幅楽になってきております。あとは、自分も管理者に入れていただきたいという職員もいないことはないのですが、これからそういう方々をうまく束ねた後、どういうふうな形で組織的にやっていくかということを考えていかなければいけないと思っております。ただ、職員の関心というのは少し高まってきて、いろいろな記事をいただいている、そういう状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

写真も、素晴らしい写真が載って、今後ともぜひ続けていっていただきたいと思います。ちょっとホームページからずれたんですけど、ホームページの話に戻りたいと思います。ホームページの全体をまず知るために、条文化されたものがないかなというふうに見ていたんですけど、ホームページについて特に条文化したものはあるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ホームページについては、特に条文化したものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ホームページの記事の掲載期間だったり、「最新情報」「注目情報」から、ここに掲載されている期間、また、ほかのリンクだったりバナー広告など、いろいろコンテンツをつけられて、今、ホームページを運営されていると思うんですけど、何の決まりもなく、ただただ新しい情報を載せていっている感じがするんですね。なので、その整理をする意味でも、今後、条文化してホームページをきちり運営していく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ホームページについては、特に規則等を定めているわけではございません。職員のほうは、いわゆる情報提供を町民のほうにすべきだと考えたときに、情報をアップしているというのが現状でございます。期間等の定めも実を言うとございませんので、担当によって、その辺、誤差が出ている部分は確かにあろうかと思っておりますので、その辺のことについては、定めるかどうかも含めまして、今後、検討をしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今の現状を聞いている限り、多分、何を載せないといけないかなども各課に任せて、これはホームページに載せないといけないのであれば、その課が判断して載せることを企画政策課に許可をいただいて、その後、ホームページに載せるという流れになっていると思います。町民にとって必要な情報がホームページの最初のトップページに載ってこずに、検索欄からじゃないと見つからないということも生じてくると思うんですけど、どんな情報でも最初はやはりトップページに載せて、その後、検索欄という形で、期間も短ければ、そういうことがあったのかと、わからないまますぐ検索のほうに行ってしまうということも起きているみたいなんですけど、トップページに掲載する期間だけでも決める必要はないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ほとんどの情報は、基本的にはまずトップページに載っているかと思っております。ただし、やはり最新情報の欄が掲載する量が初画面の場合は限られておりますので、情報の量が多いときはすぐに二、三日で次の画面に行ってしまうという部分があります。そこについては、掲載の一覧を見ていただくしか、なかなか難しいんじゃないかと思っております。特に、これを何日ここに載せておくというのは、なかなか難しいかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

最初、私も掲載一覧というのが同色というか、色の使い分けが見にくくて、見つけ切れなかったんですね。それはその後、見つけたんですけど、先ほど「最新情報」と「注目情報」の位置については、最新の情報を広く町民の皆様にお知らせするというので、まず「最新情報」に示して、その中でも注目すべき情報を「注目情報」に載せているということで、同じ情報が「最新情報」と「注目情報」に載っていたりするんですね。「最新情報」で一度載せている部分を載せずに、「注目情報」だけに載せたら、より多くの情報がトップページに載ってくると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

「最新情報」と「注目情報」というものの使い分けの問題だと思うんですけども、やはり全ての情報を町民の皆さんがアクセスできるように、情報一覧のところは全ての情報をまず提示すべきだと思っています。その中から、こういうものは皆さん見てくださいよというものについては「注目情報」として取り上げるのがよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

より多く見出し、トップページに載っているほうが町民は、もし最初に知っておいたら、その後、検索するときも検索しやすいですし、その下に課の一覧のほうに入っていたとしても、その後、探すことは可能になってくると思います。最初から期間が短くて、見る期間が短い場合は、その情報を知り得る前にその情報がなくなってしまうというのが今の現状かなというふうに感じていますので、よければ検討をしてください。

私ごとなんですけど、私が高校生ときに携帯電話が流行し出して、14年がたちました。今現在ではスマートフォンやiPadなど、当時では考えられないくらいITがすごいスピードで進化しています。情報化社会においておくれをとるわけにはいきませんので、予算の問題等もあるとは思いますが、ホームページについては、町内、町外の方に大事な情報を発信する大事なツールだと思います。広報と兼務で専門の職員を1人置いて、よりホームページを充実させるという考えは持てないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

情報発信というものが重要な位置を占めていることは私も認識しておりますけれども、今、広報とホームページは担当職員を分けて作業をさせております。意味からすれば、情報提供ということで非常に重要な職務だと私は思っておりますけれども、この2つを1人の職員にするというのは、ちょっと今のところ考えておりません。業務量としては、それだけの分はありますし、それだけの人の手当てはしております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それであれば、今現在、庁舎内にホームページ作成からコンテンツのツールをつなぐ方法とか、その他、パソコン関係の専門的な知識がある方というのはどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

パソコンについて十分に知っているという職員は、一通りのことを知っている職員は当然何人かは経験者もおりますけれども、そういうことを十分知っている職員というのは実を言うと市町村にはおりません。ほとんど委託事業ということで、業者と相談しながらそういうものを処理しているというのが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

県庁のほうにはそういった専門の職員がいらっしゃると思います。ちょっと名前は、何か県庁に、パソコンか何か使って、あると思うんですけど、そういったところから情報を——情報というか、人材を勉強しに行っていて、そこからの技術を盗んでくるという研修などは今されているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、県のほうにはほかの業務で行っている職員はおりますけれども、情報に関して行っている職員はおりません。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

であれば、今、パソコンに関しての表示の仕方、また、管理の仕方などは全て委託している業者にお任せしているという形によろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そういうことについては、任せているというよりも、いろんな問題が起こったときに、そういう委託業者のほうに相談をしているという状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、もう一度。問題が生じたときに委託業者に相談をしているというのは、これを掲載したいと思ったときに、どういうふうに掲載したらいいですかというふうに業者に。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ホームページに掲載する際は一定の手順がありますので、その手順でできる分については、その手順でやっておりますけれども、その手順だけじゃ足りないようなものについては、委託業者のほうに相談をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。

そしたら次に、バナー広告について質問させていただきます。

近年、バナー広告を掲載していただいている企業は4社にとどまっていると思います。ホームページ上にバナー広告について記載があったんですけど、本町では、厳しい財政状況が続く中、新たな自主財源を確保するために広告掲載を実施し、歳入の増加を目指しますと書いてありました。

新たな財源確保のために、バナー広告についてどのような営業をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

バナー広告につきましては、基本的には広報等で募集をいたしております。ただ、最近、広告業者のほうとも少し相談をしまして、いい方法がないかということで、新たな方法も含めて検討をしている最中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

平成23年では6社で、今現在は4社と、2社減って、年間に直せば約20万円の差が出てくると思います。今、バナー広告募集中というのが全部で8枠あると思います。そこが全部埋まってしまったら、今、ホームページにかかっている年間の費用が約90万円というふうに回答をいただいているので、このバナー広告が全部うまく営業できた場合、その収入でこのホームページを運営していくことができると思うんですけど、ここの営業にもう少し力を入れるというふうには考えていないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そういう意味も含めまして、今、広告業者のほうと少し相談をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今現在、バナー広告については広告会社と相談しているということなんですけど、今まで掲載していただいているところに関して、多分、企業であれば費用対効果というのを求めてくると思うんですよね。基山町のホームページに掲載している企業に、こういった効果がありますよというふうに示しているのでしょうか。どれぐらいのアクセスがあったとか、その企業にとって、基山町のホームページからリンクして、どこかの企業のホームページに入ってきた件数がわかるとか、そういった営業といいますか、費用対効果を示してはいるのでしょうか。簡単に言ったら、契約をいただいた後のアフターフォローはどのようにされているのかというのが知りたいんです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

業者については、うちのほうから従前から依頼して、お願いしますということをしている業者がほとんどですので、特に、この結果どうなりますということは今のところしておりません。

それから、23年度が6社で、2社多いように見えますけれども、これにつきましては年度の絡みの関係で6社になっている関係もありますので、この当時、たしか5社だったというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

このバナー広告で、企業に企画政策課のほうから掲載をお願いされて、掲載していただいているということなんですけど、その後、費用対効果を示したり、アフターフォローだったり、そういったことを今現在はされていないということなんですけど、今、相談されている広告会社で、そういった営業面というのも相談されているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、広告会社と相談している分は、バナーに限らず、広報とかいろんな面も含めて、広告

全体をどうやっていこうかということを相談しておりますので、バナー広告には限っておりません。

それから、うちのバナーがどれだけの広告の効果があるかというのはちょっと私もわかりかねますけれども、年間にどれくらいのページ数が見られて、どれくらいのアクセスがありますということは業者には言えるかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今の4社が今後もずっと掲載していただけるように努めていっていただきたいと思います。また、できるだけ多く掲載していただいて、掲載枠8個の80万円で年間かかっている費用の90万円を補えるように営業努力のほうをよろしくお願いいたします。

次に、コミュニティバスの時刻表、路線がホームページに掲載されているかというふうにお尋ねしました。検索の欄でコミュニティバスを打ち込んだら、PDFがついているページのほうにたどり着いたんですけど、各課でトップページに最新情報があって、その後はすぐ検索という形になっているんですけど、各課ごとに細かい情報、各課に入っていって細かい情報が見れるようなホームページのあり方というのはどうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まず1つは、コミュニティバスの部分なんですけれども、議員からおっしゃいましたので、うちのほうの担当と相談しまして、初画面の下のところにコミュニティバスというリンクの欄を設けましたので、今はそのリンクをクリックすれば直接行くようになっております。

それから、各課に行くのは、「組織で探す」という部分がホームページのところにありますので、「組織で探す」というところから入りますと、まず、課の一覧が出てきますので、そこでまちづくり推進課をクリックすればコミュニティバスのところへ到着するようになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、各課の分は質問の仕方が悪かったですね。トップページのほうに、例えば、企画政策課というふうに出しておいて、そこをクリックしたら、新しい情報からずっと見れるような状態、仕入れたい情報は、例えば、企画政策課なんだけど、どういうふうな言葉で調べていいのかがわからない場合、企画政策課じゃないのかなという見当をつけて探していけば見つかることもあると思うんですけど、そういうふうに細かく行かずに、トップページで各課ごとに分けていって、その中で新しい情報を探していくという形というのは、システム上、また一からやり直さないといけないことなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ホームページの初画面のところの「組織（担当課）で探す」というところをクリックしますと、各課の一覧が出てきますので、そこでまちづくり推進課が出てきますので、そこでまちづくり推進課をクリックしますと、まちづくり推進課の情報が一覧で出てくるようになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

最新情報を仕入れるときであれば多少手間取ってもいいんですけど、休日医療を探すときに一度、休日医療の欄をクリックして、今度は外部のほうにリンクされているので、外部のほうからまた探さないといけないと、何度か手間がかかるんですよ。急いでいるときの休日医療とか救急医療の場合、何かのところで、どこがその日の担当の病院なのかというのも探していかないといけないので、ちょっと時間がかかったりするんですよ。

なので、ちょっとコミュニティバスを一例で挙げさせていただいたんですけど、よりスピーディーにわかりやすく、各課の情報だったり、項目ごとの検索回数を減らして、より早く目的にたどり着けるようなホームページで今後あるべきだと思うんですけど、今、そういった結構検索しにくいという問い合わせとかは企画政策課のほうには届いていないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

実を言いますと、そういう検索しにくいという話は余り住民の方からは聞いた覚えはございません。うちのホームページは毎月2万2,000件ほどアクセスがっておりますけれども、そういう中で、検索しにくいとかいう話は聞いていません。

ただ、我々が思いますのは、先ほど神前議員もおっしゃいましたとおり、「組織で探す」という欄をよく職員は使うわけですが、ちょっと担当と話をしているのは、「組織で探す」というのは役所の人間はわかるんだけど、一般の住民の方はわかりにくいんじゃないかということで、少しその辺は検討するよという話はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そしたら、次の広告とリンクの違いについてお尋ねします。

広告とリンク、リンクのほうはお金がかからずに、基山町が情報提供や関連団体などのホームページをリンクにつけて、広告料をいただいている企業はバナー広告のほうに掲載しているということだったんですけど、情報提供はわかります。関連団体というのはどんな団体なのか、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

さまざまところでやっておりますけれども、サガン鳥栖をホームページのリンクの欄にしておりますけれども、これにつきましては、筑後川クロスロード協議会の中で、みんなで応援していこうと、それから、佐賀県のほうでも応援していこうという考え方がありますので、サガン鳥栖のリンクを張っております。そのほか、その下に佐賀県政策ということでリンクの欄を設けておりますが、これにつきましては、町民の方が町じゃなくて佐賀県の政策を知りたいということもあるでしょうからリンクを張っております。それから、最近設けましたのは、水城・大野城・基肄城の築造1350年がありますので、これについてもちょっと別の欄のところにリンクを張ったりしております。基山町としてここは応援していこうというところは、そういうふうなリンクで応援したりしております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

リンクのほうはトップ画面のほうに五、六個載っていて、その下にリンク一覧。そこから入っていけば、関連団体というのも掲載されていて見ることができるんですけど、ホームページ自体に決まりがないので、リンクにつけるのか、お金をいただいて広告に載せるのかというのは企画政策課の一存といたしますか、町長にお尋ねして、それだけで決まるということなんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

広告募集で上がってきた分については、当然、広告ですので、そちらのほうに上げております。広告じゃないものについては、うちのほうでそれを公的に上げるべきものかどうかというのは判断しますので、当然、公的に上げるべきものじゃないということになれば、それは広告しか方法がないということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そしたら、一般企業であっても、載せる必要があるというふうに感じた場合はリンクのほうに掲載されるということによろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

一般企業でも、当然、これをリンクのほうで広めるべきだという結論が出れば、そういうことになります。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

先ほどサガン鳥栖を一例に挙げていただいたんですけど、隣にソフトバンクホークス、ことはサガン鳥栖と提携をして、お互いに野球の人口をふやしたり、サッカーの人口をふや

すという計画をされているみたいですよ。ソフトバンクはそういうふうリンクとして載せる必要はないというふう感じ取っているのか、それとも、まだそういったところまでは検討していないのか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど申しましたとおり、サガン鳥栖につきましては、筑後川クロスロード協議会及び佐賀県のほうで応援していこうという決め事がありますので、その中でサガン鳥栖を掲載しているわけでございます。ソフトバンクにつきましては、そういうものはございませんので、向こうのほうから希望された場合は広告ということになろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、ちょっと一度整理をしたいんですけど、広域じゃなく、企画政策課が公的に必要な部分はリンクに載せるというふうに回答いただいて、サガン鳥栖の場合は広域で協力し合って載せようというふうに決めたから、今、サガン鳥栖は載せている。ソフトバンクの場合は、広域のつながりが今のところないから載せない。でも、もし企画政策課のほうで公的に載せる必要があると考えたときは載るということなんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長、もっと明確に教えてください。

○企画政策課長（木村 司君）

サガン鳥栖につきましては、筑後川クロスロード協議会及び県のほうで支援していこうということになっておりますので、企画政策課としてこれはホームページのリンク欄に載せていいという判断をしているわけございまして、筑後川クロスロード協議会が決めたから全部載せるわけではございません。あくまでも企画政策課で判断は一応しております。決定は町長がもちろんするわけですが、企画政策課でそれが妥当かどうかという判断はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。

そしたら、次に移ります。

図書館建設についてのコンテンツをつくる予定があるのかというお尋ねをしました。図書館建設の情報については、図書館のホームページで公開していきたいというふうに考えていると回答いただきましたが、この図書館のホームページの管理は教育学習課のほうでよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

教育委員会の管轄で、現在、図書館のほうで作成をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

教育学習課長は、最近、図書館のホームページを見られたことはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

時々ですけれども、決裁が上がってきますので、一応私も図書館長になっておりますので、そのときには確認をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

多分、ほとんど見られていないんじゃないかなというふうに思います。図書館のホームページで公開されている情報とかは日付が書いてあるんですよ。日付が書いてあるんですけど、情報の順番とかもばらばらなんですよ。スマートフォン対応している検索欄のところがあるんですけど、スマートフォン対応と書いてありながら絵はタブレットになっていたりとか、もし課長が見られているのであれば、すぐ気づくようなところで、いろんなごちゃごちゃとしたような管理されていない感じがします。

今現在できれいに管理されていない図書館のホームページで新しく図書館建設の情報が入ってくると、余計見にくくなってくると思うんですけど、図書館のことなので、図書館のホームページで公開してもらっていいんですけど、今後、管理運営というのは図書館のホームページで大丈夫でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

最新の新着本の情報とか、常に最新の情報を公開するように心がけておりますので、図書館建設につきましても、その都度、その都度、最新の情報を図書館において公開していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今、教育学習課長のほうから図書館建設のコンテンツを図書館のほうでお話をいただいたんですけど、今の現状を見る限り、町のホームページにも1つコンテンツをつくって直接アクセスできるように、リンクできるような形をとっておかないと、本はすごく探しやすかったんですよ、ホームページの中から。情報を探すときはちょっと探しにくい状態だったので、図書館建設についてのコンテンツは町全体のことなので、ホームページ上にも掲載することって考えられないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

教育学習課の欄にそういうものを設けることは可能だと思いますけれども、現在のところ教育委員会のほうで図書館の欄に掲載するというふうになっておりますので、まず、教育委員会とその辺は相談をしてみたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

1350年事業のときは、教育学習課から企画政策課のほうに載せてほしいというお話をして

から掲載に至ったということによろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

1350年のホームページそのものは基山町にあるわけではございませんで、あそこはリンクを張っているだけですので、ちょっとその辺は多少違うかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そしたら、まだ検討段階だとは思いますが、図書館のホームページ上に、今、建設途中の状況、写真等でわかりやすくお伝えしますというふうに書かれているんですけど、もう少しイメージがしやすいように、何か今お伝えできることがあれば教えていただきたいんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

実際、まだ建設の段階にまでいっておりません。具体的な話になりますと、やはり建設業者の協力とか、そういう形になろうかと思えますので、実際の建設業者が決まって以降に具体的なやり方というのも詰めていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

もう1点だけ図書館のホームページについて聞かせてください。

今現在、図書館建設、場所も決まって、少しずつ決まっていることがいろいろあると思います。そういった情報は図書館のホームページでも既に公開できると思うんですけど、そういった情報から、今、現状で公開できる部分の情報をどんどん公開していく必要があると思うんですけど、それは今のところ考えないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

新しい図書館に関しましては基本設計を一般公開しておりますので、その中でも見れるようにしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ちょっと時間がないので、これ以上は聞きません。先ほども言いましたが、ITの情報発信は急激に進歩しています。最後のホームページをつくりかえる予定はあるのかというところで、開発が落ちついたらまた新しいものが流行する。ですので、落ちついたところで対応を考えていたら遅いと思うので、できるだけ早い段階で次の対応を考えていただいて、ホームページに反映していただきたいと思います。

次に、ごみ処理についてお尋ねいたします。

ごみ処理について、今現在、燃えるごみ袋、指定ごみ袋に入れて出した場合、料金はごみの収集運搬及び処分料が含まれているということなんですけど、ごみ袋で既に一度収集運搬、処分料をお支払いしているのに、クリーンヒル宝満に自分で持っていったときに、さらにまたそこで処分料を支払わないといけないんですけど、これはなぜなのか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員御質問でございますけど、当然、指定ごみ袋で持っていったらその中に入っているというふうなお考えですけど、本来、組合としては指定袋に入れたごみについては、ごみの定期収集、これを基本としている施設でございます。ですから、当然、直接持ってきたものにつきましては、先ほど町長がおっしゃいましたように、条例に基づいて一般廃棄物というふうになるということの前提でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

定期収集をしていただくほうが、ごみを出すほうも物すごく楽なんですよね。すぐ近くにごみステーションがあって、私のところからいけば歩いて15歩ぐらいのところ、ぽんと置

けば回収していただいで捨てていただけるということなんですけど、それを結構やっぱり手間なんですよね、クリーンヒル宝満まで、車に一旦乗せて、10分ぐらいかかりますかね。またそこで分別しながら捨てていくという作業で、最後、料金を払うんですけど、やはり家の近くで捨てたほうが楽なんですけど、自分でクリーンヒル宝満に持っていったら、最初にごみ袋に含まれている収集料もかからない、運搬料もかからない、処分料をクリーンヒル宝満で払ってしまえば一番いいのではないかと。二重取りというか、2カ所が同じ料金が徴収されているという感覚なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど答弁いたしましたように、まず、収集運搬につきましては、クリーンヒル宝満の条例で定めているということを前提に言いましたけど、私の所見でございますけど、当然、個人で基山町の袋で持っていく場合につきましても、重量的にまず受け付けいたしました、例えば、ある場所で基山町の袋に入っているか入っていないかのごみの確認業務が当然要ということで、帰るときには当然またそこで重量をはからないといけません。といいますのは、基山町の袋で自分で持っていってもらっても、宝満に入る量は必ず確認しなければ、どれだけ利用しているかわかりません。実際、宝満に持って行って、そこに置いておってくださいよということであればできるかもわかりませんが、当然、基山町の袋であっても重量の確認をするために通常の受け付けに行って、実際置いたところに基山町の袋かどうか確認する。そしてまた、帰るときに当然また重量を計量するということで、そういうふうに皆さんがやった場合、今、1日に大体270台ほど定期収集等が入ってきております。一般の直接持ち込みはありますけどですね。それに皆さんがそういうふうな状態になりますと、とにかく受け付けも今でも結構並んでいる状態ですけど、それをフリーにしまうと、定期収集は一回処理場に持っていきまして、また地区のほうに戻って行って、またそこで収集して、それを繰り返しているということですから、当然、定期収集の順番もまたおくれるということで、今、議員おっしゃいますように、例えば、1日1人か2人ということであれば何らかの支障はないと思いますけど、それをオープンにしまうと、皆さん、きょうは雨が降っているからそのまま持っていこうかという方が絶対ふえると思います。

今、あくまでも私の所見で申しておりますけど、そういうふうにかかなりの事務量の煩雑、

それから、収集の混雑、そういうことができるということと、今現在、宝満に聞きましたけど、今、議員おっしゃいますように、そういうことで持ってきて大丈夫ですかということ、袋代が入っているんじゃないですかという問い合わせが年間一、二度はあっておるそうです。しかしながら、実際受け付けのときに、どうしても自分の袋で持ってきた場合は、袋がもったいないということであればその袋を持って帰っていただくというふうな措置をしているというのが現状でございます。

長くなりましたけど、以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今、課長の答弁を、指定ごみ袋で持ち込んだ場合、無料になった場合の想定でお話をいただきましたけど、現在、無料でやっているところ、佐賀市と有田町というふうに回答いただきましたけど、別のところでは、まず、指定ごみ袋に入れて持っていったときに、一番最初の重量をはからなくていい。そこで、手間がまず1つ省けるらしいんですよ。中の燃えるごみ袋にちゃんと入っているかというのを黙視するだけなので、そこでまず最初の渋滞が緩和できる。そのまま燃えるごみ処理のほうに持って行っていただいて、出すときに、今、クリーンヒル宝満もそうなんですけど、必ず係員の方が何番のところに捨ててくださいというふうに誘導していただいていると思うんですね。そのときに黙視できる。その黙視した職員が最後に券を渡すそうなんです。それを持って、最後、出口に行かれるんですけど、それを渡したらそのまま無料で出ていくという一連の流れらしいんですよ。

そういった一連の流れができてしまうと、一回一回とまる回数が減って、最初の渋滞が緩和されて、事務作業も減るということで、今、課長の答弁をいただいたのと今現在やっているところは全く逆の状態が起きているみたいなんですけど、それでもやっぱり課長は時間がかかるというふうに思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

私、先ほど答弁いたしましたけど、今の議員の御意見ですけど、当然、量がはっきりわからないわけですね。クリーンヒル宝満では1日の量、1カ月の量、1年間の量というのを必

ず把握して、それを実際、各市町のほうが負担金として支払うということですが、今、議員おっしゃいましたように、指定袋で持っていったら、そのまま量もはからずに違うところに行って、置いて、そのまま焼却するというのであれば、全くその量的なものが把握できないというのがまず1点あります。

それと、黙視されて、実際、基山町の袋か通常の黒の袋か、またそこで点検しなければならぬし、違う袋であればまた有料のところを持って行って計量をしなくてはならないということで、逆に煩雑になるかなというところがあります。

私が一番申し上げたいのは、通常持ってきたものも量的に計量しなければならない。といいますのは、今の宝満の状態ですと行きと帰りが一本しかありませんので、別にもう1つ重量計をつくれれば別ですけど、今の状態ではかなり煩雑になるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。ちょっと今現在、いろいろお話をしてもなかなか先に進まないのでもしこれを指定ごみ袋で持ち込んだ場合、町単独では無料化は難しいということで、できませんという回答をいただきました。今、基山町が筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の中で、一般廃棄物処理手数料については、組合の一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の中の第7条に記載されていることが無料にできない原因の一つだと思います。この第7条を組合のほうに再検討していただくよう要望ということはできないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、議員の御指摘どおり、指定袋での無料化というのは、この答弁にありますように、実際、基山町だけの答弁の内容じゃなくて、当然、これに関しましても宝満のほうに相談いたしまして回答を出しております。最初の文面と変わったところも、かなりあっております。しかしながら、宝満の条例が改定されれば、今、議員のおっしゃる御希望どおりになるかと思っておりますけど、今の基本的な考え方については、先ほど私が何回でも申し上げますように、指定袋に関係なく、そういうふうな体系でクリーンヒル宝満が稼働しておりますので、要望

としては申し上げてもいいですけど、基山町の要望ということじゃなくて、実際、関係市町、小郡市、筑紫野市もございますので、そういうところと何らかの協議をしなければならないかというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

もうちょっといろいろ聞きたかったんですけど、今現在、佐賀県も2カ所、佐賀市と有田町というところが無料で引き取っているということがあるので、今後、町民からの要望がふえてきたときは、ぜひ検討していただきたいと思います。

済みません、ちょっと時間がないので、最後のおむつ交換台設置についてお尋ねします。

今、公共トイレは町内に35カ所あるというふうに回答いただきました。この35カ所のうち、おむつ交換台が幾つあって、どこに置いているかというのがわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

公共トイレが合計35カ所となっておりますけれども、このうち、多機能トイレですね、車椅子等で入れて、おむつ交換台があるというトイレが10カ所あります。おむつ交換台があるトイレは、多目的グラウンド、これについては普通の男子用、女子用にそれぞれおむつ交換台が設置されておりますので、多機能トイレじゃないですけども、多目的グラウンドに3つありますので、おむつ交換台があるトイレが3カ所、それから、多機能トイレでおむつ交換台があるところが10カ所ということで、合計は13カ所になります。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

13カ所。例えば、保健センターのところのおむつ交換台というか、おむつ交換台じゃなく、もともとトイレに入ったときに物を置くためのスペースを今はここをおむつ交換台と言っているような感じがしたんですけど、下は木の板じゃないですか。空間も結構あいていて、丸いポールみたいなのがあって、あとは何もないようなのがおむつ交換台というふうに、それも1つとしてカウントされているんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

多目的グラウンドは、ポールじゃなくて箱みたいにですね、荷物台にも使えますけれども、そこでおむつ交換することは、確かに板張りではありますけれども、そういうものが設置をされております。ただ、車椅子用のトイレがございますけれども、そこにはおむつ交換台というのはございません。ですから……（「保健センター」と呼ぶ者あり）保健センターですか。（「はい」と呼ぶ者あり）保健センターにはございません。（「カウントしていない」と呼ぶ者あり）それはカウントしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ほかにも体育館などもちょっと見させていただいたんですけど、今、デパートとかに張ってある、今、青の仁王立ちになっているような男性のマークと女性のマークが張ってあるんですけど、おむつ交換台が設置されているところには、おむつ交換のマークが小さく男性のマーク横に書いてあるんですよ。そういった表記がされていないので、今現在、どこにそういったトイレがあるのかというのが物すごくわかりにくいですし、おむつ交換台というより、今は立たせる、座らせるというのもおむつ交換台になっているんですかね。本当に寝かせるものだけをおむつ交換台で13台というふうにカウントされているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

壁にあって、かぱっとすれば台になるのがおむつ交換台で、子供用のベビーチェアはカウントはしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、いろいろ見て回ったんですけど、ちょっと13カ所を見つけ切れなかったもので、今度また13カ所を回って調べてみたいと思います。

残り22カ所で、1台25万円ということなんですけど、この25万円は工事費が含まれての25万円でしょうか、それとも、おむつ交換台だけの25万円なのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それは工事費を含んだ金額でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。残り1分です。

○1番（神前輔行君）

ちょっといろいろ聞きたかったんですけど、2010年から佐賀のほうも子育て支援という形で取り組んできました。今後とも全力所取り組めるようによろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で神前輔行議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目にわたって質問をさせていただきます。本日最後の一般質問であります。大変お疲れだと存じますけれども、どうか最後までおつき合いますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

まず1項目め、情報の公開と共有についてお伺いいたします。

日進月歩の情報化時代に即した対策を莫大なデータを保有している行政としてどう対応していくべきか。そもそも税金で生み出された情報は、国民、町民、住民全体の資産であり、

行政はその情報を預かっている管理人であります。そうした中、基山町として情報の公開と共有についてどのように考えるか、お聞かせください。

ではまず、(1)情報の原則公開のために現在実施している施策をお示してください。

(2)平成24年度、25年度、26年度における町の事業数をお示してください。

(3)番号法の施行に向けて、現在の取り組み状況をお示してください。

これは若干話が広がり過ぎる感もありますが、同じ情報管理の観点からお尋ねいたします。

(4)は町民の皆様方への大切な情報源、ある意味、限られた情報源の一つであります「広報きやま」における今後のあり方についてお示してください。

次に、2項目め、新しい歴史民俗資料図書館の運営についてお尋ねをいたします。

これは午前中の質問にも触れられていましたが、私なりの違う視点で質問をさせていただきます。

(1)新しい歴史民俗資料図書館の運営方針はどこで、誰が、どのようにして決定していくのか、お考えをお聞かせください。

以上、2項目、明確に的確な答弁をお願いいたし、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めの情報の公開と共有についてということでございます。

(1)情報の原則公開のために現在実施している施策を示せということです。

基山町まちづくり基本条例第19条において、「町は、保有する情報を町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、積極的に提供しなければならない。」としておりますので、庁舎1階ホールに情報公開コーナーを設けて情報の提供を行っております。

また、基山町ホームページにおいて会議録や諸計画の公表を行っております。

(2)平成24年度、25年度、26年度における町の事業数を示せということでございます。

平成24年度が731事業、平成25年度が753事業です。平成26年度につきましては、今後の行政評価の際に事業数を調査いたします。

(3)番号法の施行に向けて、現在の取り組み状況を示せということです。

基山町社会保障・税番号制度導入対策本部を設置し、基山町独自でマイナンバーを利用す

る業務の洗い出し作業を行っております。

(4)「広報きやま」における今後のあり方について示せということです。

「広報きやま」については、町民の皆さんへ行政情報を伝える重要な手段であるとともに、全世帯で閲覧できる唯一の手段であります。そこで、多くの町民の皆さんに読んでいただけるよう、連絡事項ばかりではなく、取材記事等にも取り組む必要があると考えております。

2項目めの新しい歴史民俗資料図書館の運営についてでございます。

(1)新しい歴史民俗資料図書館の運営方針はどこで、誰が、どのようにして決定していくのかということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

これは教育長じゃなかとですか。教育長が答えるとじゃなかとですか。

○町長（小森純一君） 続

これはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

歴史民俗資料図書館は教育委員会の所管のごたるけん、町長が答えられるならどっちでもいいですが。

○町長（小森純一君） 続

じゃ、お譲りします。

じゃ、私のほうは、そういうことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

久保山議員の2項目めの新しい歴史民俗資料図書館の運営について、(1)で新しい歴史民俗資料図書館の運営方針についてのお尋ねでございますが、現在、建設を進めている新しい図書館の運営方針につきましては、具体的にはこれからの検討課題だと考えております。これまでの意見交換会やワークショップ等でいただいた御意見、それから、検討委員会での御意見などを参考にしながら、基山町立図書館等建設準備委員会において基山町としての方針を固めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、今回の情報公開という言葉の定義、これが非常に曖昧でありまして、まず、ここを整理したいと思っています。行政の言葉、用語として、公開、公表、この違いを御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

情報の公開と申しますのは、請求に基づいて、その情報を請求者に公開するものを情報公開と言います。公表と言いますのは、法律等に基づき情報を公に広く提供する場合でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、ちょっともう1点、開示、これは公表と違うのか、同じなのか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

開示までちょっと把握しておりませんが、開示というのは、むしろ情報公開のときに用いられた言葉ですので、公開と開示が近い言葉じゃないかと思っております。具体的なことまでは、ちょっと存じておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

勘違いしないでいただきたいのは、私は決して言葉尻をどうこう言うつもりはございません。ただ、先ほど答弁にありましたまちづくり基本条例第19条、先ほどの答弁にもありましたように、情報の公開となっています。ただ、同時に、「積極的に」という文言がついてい

ます。要するに公開は請求されたら出すということですよ。ということの一步先をうたっているのではないかというふうに認識をしていますけれども、現在、この「積極的に」という文言、このことを実施しているということによろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そのように努力をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

努力をしていただいているのが町民の皆さんに伝わっているかどうかは別として、同じまちづくり基本条例の第20条、予算の公表とあります。今年度、私の手元に「ど～なってるの？まちの予算」というものが残念ながらございません。これは今年度発行されたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今年度につきましては、「暮らしの便利帳」というのを発行しました。内容的にはダブる部分がありましたので、ことしについては発行いたしておりません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

「暮らしの便利帳」は恐らく民間業者の冊子だったと思います。民間業者の冊子に載せたから、この第20条の予算の公表はしなくていいという認識は若干間違っているんじゃないかなというふうに私は思っております。逆に、ある意味、これは条例に反しているのではないかというふうにさえ思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

これはもともと現町長が町長になられたときに、協働事業ということで予算を皆さんにもっと知っていただきたいということで発行を発案されて、今まで来ていたものです。何年かたって、さっきも申しましたように、告示したものが内容がダブってきたりしましたので、ことしについては様子を見てみようかということで作成をやめております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長にお尋ねいたします。

先ほど財政課長が言われましたように、町長は北海道のニセコ町まで行かれて、これがそのときの——そのときというか、これは平成24年度版。私は毎年とっていますけれども、まさに肝入りで始められた予算書ですよね。当然、それに付随して、まちづくり基本条例もニセコ町を恐らくある程度参考にされながらつくったと思っています。町長として、このような状態でいいというふうにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その「ど～なってるの？まちの予算」ですか、それは特に私がニセコ町にわざわざ行って——これは言いわけじゃございませんけれども、そのために行って、それをもらってきたというようなことではございません。

それと、それこそ随分、やっぱり必要だということを出してまいりましたけれども、ちょっとその辺の本当に活用できているのかなというような、私がそんな言うのもおかしいんですけども、疑問点もございまして、それから、「広報きやま」ではその辺の公表といたしますか、広報を出しておりますので、ことしはちょっとやめておくかというようなことで取りやめたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

このまちづくり基本条例の第20条、予算の公表の条文を御存じですかね。今の町長の答弁

だと私は全く納得できないんですけれども、予算に関する説明書の充実を図るとともに、具体的にわかりやすい予算書なんです。広報に載せているからいいという問題ではないと思うんですよね。ましてや民間業者の冊子に載せたから、ことしはもうつくらなくていいという発想には到底ならないと思っています。

後ほど各事業の公表の仕方も質問しますが、以前、私は、先ほど全事業数をお聞きしましたけれども、あのときも事業数を全部公開すべきじゃないか、公表すべきじゃないかというふうにお尋ねしたときに、いや、この予算書があるからそこまでなくていいんだというふうな答弁をいただきました。しかし、今では、いよいよその予算書まで町民への公表ができていないということなんです。これは何が原因なんでしょうか。恐らく当初はこれは企画政策課がやられていたものだと思います。いつからか財政課が所管になって、予算をかけたくないという理由から、これです、自分たちで印刷して職員で製本作業をやり始められました。しかし、これもまたフルコストの計算で比較していますと、本当にそれでいいのか、甚だ疑問のところはありましたけれども、あえてちょっとお尋ねいたします。

先ほど重松議員の質問の中で、このまちづくり基本条例、別に町としてはさわるころはないというふうに答弁されましたけれども、この基本条例の第20条、今後どのようにされていきますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

予算の公表というものにつきましては重要な事項ですので、協働のまちづくりをしていく上では重要な事項ですので、この第20条は扱う予定はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、26年度は間に合わないにしても、27年度からはもう一度きちんと本当の意味でのわかりやすい予算書をつくっていくという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

誰ですか、答弁は。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それにつきましては、再度検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、本当にここに時間を使ってもしょうがないので、ただ、自分たちで決められた条例なんです。しっかりともう一度、職員全員が把握していただくようお願いをいたします。

まちづくり基本条例では情報の公開という大原則でありましたけれども、実は施行規則ではほとんどがあえて公表という文言が使われています。施行規則第2条の情報の共有の第1号、情報の公表又は提供、第3条は情報の公表、そのほかにも多くの情報の公表をみずから義務づけられています。先ほども言いましたように、今のところ私が感じる限り、本当に町民の皆様へあらゆる手段、手法を用いながら丁寧に情報を公表しているとは言い切れない現状があります。

このことについて改めてお聞きします。どのように感じられておるか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、まちづくり基本条例ができました後は、いろんな面で情報の提供は積極的にしているというふうに判断はしておりますけれども、不足の分がないというわけではございませんので、その分については今後とも努力をしてまいります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、莫大な情報を保有しているデータや資料、これは原則開示というか、原則公表しているとは言い切れませんが、圧倒的に非開示のほうが多いわけですね。非公表のほうが多いわけです。その中で、先ほどもちょっと言いましたけれども、ニセコ町を恐らく、町長はニセコ町を別に参考にしたわけではないというふうに言われましたけど、私は明らかにこれを参考にされているんじゃないかなと思うんですけれども、圧倒的な量なんですよ。しかも、基本条例もきちんと入っていますし、循環バスの時刻表から、ごみの出し方から、

補助金はどこに使われているのか、委託はどこにされているのか、その金額まで全て書いてありますし、この全てが総合計画に沿った予算書です。ゼロ予算まで全て載っています。そうした中で、私はこれを参考にされて、僕は町長はすごいいいところに目をつけられたなどというふうに思っていましたけれども、逆に、別に参考にしたわけではないと言われると、あらっというふうになってしまいます。

ニセコ町のまちづくり基本条例を御存じだと思いますけれども、かなりの情報の公表というのを同じようにうたっていっちゃいます。では、ニセコ町はどこまでやっているか。これは本当に当たり前なことなんですよね。わずか4,600人ぐらいの人口です。大体50億円ぐらいの予算規模です。職員数85人です。その中で、これだけの事業は当たり前として、ましてや財政の査定のとしまで全部インターネットで公開するわけですよ。各課からどういう事業を財政課に上げて、財政課はどういう理由でそれを削るのか、どういう理由でそれを採択するのかまで全て公開しているわけです。私はここまでやって、この基山町が数年かけてつくったまちづくり基本条例に当てはまるというふうに思っているわけです。

どうですか、企画政策課長はやっているつもりですと、努力していますというふうにお答えですけども、町長は今の状況でいいというふうにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと言いわけがましくなりますけれども、参考にしていないという言い方はしておりません。わざわざニセコまで私が行って、そして、いろいろお話ししてということはいたしておりません。ただ、取り寄せたという経緯はございますので、当然それを参考だということでございます。

そして、それから出してきておりますけれども、やっぱりその取り組みの姿勢が根本的に違っていたのかなという感じは私も持って、だんだんむしろ簡素化。それにはたしかどこからどこまで何百メートル工事をいたしますというふうなところまで書いてあるという、それも記憶しております。そういうことで、それを少しずつ、やっぱり逆に簡素化、簡略化してしまっただ。そして、今や、ことしはちょっと見合わせようと言ったのは、確かに後退の何物でもないというふうに私も思っております。これを来年どうかということは、これからまた庁内でも検討はしなきゃいかんということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。ぜひ検討していただきたいと思います。私も正直、このまちづくり基本条例ができた際には、これは本当に大丈夫なのかと。私は議員になる前でしたけれども、これは本当に職員さんたち、よっぽどの覚悟でないと本当に大変になるなど、議会で議決されたときに私も傍聴席で立ち会っていたんですけれども、何か拍手できないような感じのことだったことを思い出します。ましてやまちづくり基本条例というのは本町の最高規範というふううたわれているわけですよ。これが全てなんです。それがやっぱりどんどん簡略化されていくというのは果たしてどうなのかなと。

ちょっと関連性はないかもしれませんが、第22条の協働の推進も当然掲げられています。今年度実施を決定した項目、事業数、これは幾つですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

私のほうでは毎年、行政評価の際に棚卸をいたしまして事業数を把握しております。それで、26年度についてはまだ棚卸をしておりませんので、事業数については私のほうではまだ把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったですね。第22条にうたわれている協働の推進、要するにこれを挙げられた項目、協働推進計画一覧表ですか、これは何事業数あるか、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

協働化事業の件ですか。協働化事業は、今年度は1件だったと記憶しております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1件ですよ。730あって、協働を推進する事業は1事業です。しかし、これもきちんとまちづくり基本条例に協働の推進を掲げられているの1事業です。本当に条文をわかった上で皆さんこういう活動をしてあるのか、ちょっと理解に苦しむところでもありますけれども、改めてお尋ねいたします。

このまちづくり基本条例、4年間を超えない時点で施行状況等を勘案し見直しを行うというふうにあります。先ほど重松議員への答弁では、町としては行わない、審議会ですということですが、審議会の委員の皆さんが果たしてこういう状況を把握してあるのかどうかさえもわからない中で、私は見直しを行っていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、審議会のほうに少しお話を聞きたいというふうに思っております。

条例につきましては、実施について至らぬ部分があることも事実でございますので、それについては深く反省をしておりますし、今後の対応も考えていかなくちゃいけないことだとは思っております。

しかし、だからといって後退するために条例を改正するのはいかがなものかと思っておりますので、今後、条例に沿うよう努力してまいります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かにそのとおりなんです。私は後退させるために改正してくれと言っているわけではなくて、これを投げかけることによって、みんながこの最高規範である基本条例をもう一度認識すべきではないかということをお願いしているわけです。その辺はよろしく願います。

ちょっと話が若干ずれてしまいましたけれども、この項目というのは非常に大切に、これからの情報化時代を小さな自治体がどうやって駆使していけるか、それこそその覚悟があるのかというふうな大切な項目だと思っています。

次は少々大きな視点で質問をさせていただきますけれども、昨年、G8でオープンデータ憲章というのが定められました。当然それに各国が合意して、日本においても平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言を閣議決定して、さまざまなオープンガバメント、ビッグデータの活用推進を促しています。副町長御存じのとおり、経済産業省もオープンガバメントラボというサイトを設けて、各自治体への推進も行っています。

そうした中、この基山町はどういう方向性で臨んでいくのか。これはぜひとも経済産業省に籍を置かれていた副町長に答弁をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

現在、オープンデータについては、九州では一番進んでいると思われる九州経済調査協会、こことちょっと勉強会をやっておりまして、今後、調査協会の会員になることも含めて、そして、そのオープンデータの活用的なものも今から考えていきたいというふうに思っています。

それから、もちろん経産省から来ておりますので、経産省の情報もこれから収集していきながら、ただ、国の情報が基礎自治体でそのまま使えるというのはなかなかないので、今後、そのあたりもうまく間のインターフェイスをうまくつくっていきながら考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

いきなりオープンデータでどうこうというのは確かに難しいと思っております。ただ、ホームページで、先ほど神前議員の質問にもありましたけれども、やはり情報を多方面で利用できる形ですね、XMLかRDFという拡張子で積極的に公開するというのがこのオープンデータだと思っておりますけれども、現在、それができない理由というのはどこにあると思

われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

できない理由につきましては、まだ検証しておりません。これから考えていきたいと思えます。そして、目的は基山町が少しでもよくなるということでございますので、逆にデータに使われることがない、データを使いこなせるような、そういう体制をいかに強く持っていくかというふうに思っています。そういう意味でも、先ほどちょっとフェイスブックのところで言いましたが、最近、町の職員の若手が非常に前向きな感じになってきているので、そういうのがベースになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、ちょっとフェイスブックの話もされましたけれども、私もやっぱり副町長が個人的、主観的な発信は公式とは若干違う、割と緩い感じで発信されることはいいと思っているんですけれども、どうしても副町長の主観がどこかに入ってくるんじゃないかなという心配も同時に持っていますので、その辺はぜひ幅広い活用をお願いしたいと思っています。

また、登壇時に述べましたように、行政にあるデータとか資料というのは間違いなく町民のものであります。それをオープンにして、行政への住民参加とか、また、官民協働、連携というのは公共サービスの絶対条件というふうになっていると思っています。例えば、公共施設ですね、それから、人口、気温、文化財、古地図データ、AEDの設置場所、道路工事情報、あと消火栓の位置、こういう情報、やろうと思えば、エクセルデータを使ってでもやれるんじゃないかなというふうに思っています。また、本当にそこまで必要なのかというふうにお考えかもしれませんが、先ほどから何度も言っていますように、やはり最高規範条例であれだけのことをうたっているわけですよ。私はであるならば、やはり公共機関というのが税金でつくって管理している、原則、全てのデータというのは、先ほどXMLとかと言いましたが、機械判読可能な形で公開して、やはりそれを行政が運用するという必要性はないと思うんですよ。営利、非営利を問わず、利用、再利用を可能とすることによって新たな価値を創出していくというのがオープンデータの仕組みだと思っていますの

で、ある意味、包括的で戦略的なアプローチというのが必要になってくると思っています。

それで、私も数回前に基肆城のARデータを活用できないかということで、恐らく町長も含めて、教育長もARの情報を見に、博多の福岡城址に行っていただきました。ただ、残念なことに、やはり何も進まないまま唐津の名護屋城が全て県の予算ですぱっと持っていきました。あれもいわゆるオープンデータ、ビッグデータですよ。きのうおとといぐらいに名護屋城アイデアソンというものを県庁でやっていましたけれども、私もやっぱりああいう仕組みが現在やれる状況にあるからこそ、やはり町の情報、今、基山が持っているデータとか情報というのはできるだけ公開していくべきじゃないかなというふうな考えを持っています。

この件について何か答弁はございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに福岡に見に参りました。しかし、ちょっと規模が違うなというような感じがしたということは、まだ頭に残っております。しかし、今度、1,350年を機に、どういうシステムかはちょっと詳しくは私も知りませんが、何かそういうふうな情報を見れるようなシステムをとすることは教育学習課のほうで検討はあっているようでございます。

それと、名護屋城の話が出ましたけれども、本当に名護屋城をあれだけ整備されるということは、これは私も佐賀県の課長と話しておりましたけれども、県には決してそんな予算はないというようなことでございます。私どもが県に言えば、名護屋城とはちょっと違いますよねと、佐賀県のルールもいろいろありましてねというようなことを言われるんですけども、県にはそんな名護屋城を整備するようなお金はかけ切らないと、あれはやっぱりあくまでも国からのというようなこと、その一つの窓口だというようなことで、ああ、やっぱりそうだったんだなというような感じを持ったんですけども、その辺のところは私どももまた認識を新たにして、県にどうの、県に出してくれとかなんとかじゃなくて、県と一緒に国に働きかけようやというようなことがこれから必要なんだなというふうに感じました。

それと、ちょっと時間よろしいですかね。まちづくり基本条例、「ど～なってるの？まちの予算」からまちづくり基本条例がというような話でございましたけれども、まちづくり基本条例、あのときには本当に理念条例なのか、実際の実施条例なのかというような、その辺

のスタートからいろいろございまして、ある程度としては理想的なものもあって、いわゆる協働という理念であって、そして、若干のそれに対する参加なり提案なり情報なり、それから、役割というようなことを盛り込んだということじゃないかと思います。それを本当に突っ込んで突っ込んでやっていこうとすれば際限ないというようなことかも知れませんが、現在のところそういうことで、ただ、予算書に関しては後退だと申し上げておきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

熱く語っていただきましたけれども、私も本当に基本条例は理念条例なのか、実施条例なのか、いまだにさっぱりわかりません。理念条例であれば、まちづくり提案は外すべきだと思っています。

その中で、ちょっと時間も随分費やしてしまいましたので、(2)の事業数についてお尋ねいたします。

平成24年度が731、平成25年度が753、これは事務事業の評価の際に出すと先ほども木村課長が答えていただきました。当初予算では、やはりこれは出てこないものなんですか。積算して当初予算というのが出てくるというふうに私は思っていたんですけど、そういうものではないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

我々が使う事業の考え方と企画政策課でいうここにお答えをしている事業とはちょっと考え方が違いますので、当初予算で幾つあるというようなことはお答えはできないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとそれは私もわからないので、また時間があるときにゆっくりお聞かせください。

当時、私、平成24年6月議会だったと思いますけれども、財政課長は、事業数は定かではないけれども、恐らく3桁だろうというふうに答弁されました。これはある意味、正解、正

しかったわけですね。当時の田代副町長は、協働に関する質問だったので、協働はまだ始まったばかりで、まず、身近な事業から、そして、町で行っている事業を公開して町民の皆さんに判断していただくという答弁をいただきました。木村企画政策課長は、事務事業の評価に向けて事業数は把握できると、その予定である、事業を公表することは可能だというふうに思いますという答弁をいただいています。

私も、じゃ、すぐというふうにはいかないので、約2年間お待ちしました。この事業の公表について現在の状況を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

現在はうちのほうで事業評価をした分については公表しておりますけれども、全体の七百幾らというものは、まだ公表はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

基山町行政評価、事務事業評価ですよ。これで多分87事業ぐらい評価をされております。まず、何でこの87事業を抜粋されたのかというのがちょっとわからないんですけれども、ある意味、フルコストで事業費を計算されていますよね。これはすごいことだなと思って、見ていました。ただ、要するに事業一覧をつくるというのは、町民の方への公表というのはもちろんあるんですけれども、私は常々、職員みんながこの事業というのは、いつ、誰が、どんなことを、いつまでに、幾らの予算でやるのかというのを把握するためにもぜひつくるべきではないかというふうにお願いしているわけです。

今回の87事業のうち、終了が2事業、縮小が2事業、拡大が26事業、そして、維持が57事業になっています。一番多い維持が65%を占めていますけれども、逆に、何でこれが維持なのかという理由も知りたいわけですよ。反対の理由は書かれていますけれども、維持の理由もよくわからないような状況ですので、今後の取り組みの意欲というか、753事業、大変でしょうけれども、どういう順序を追って事業を公表していこうというふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

事業の名称だけの公表であれば、それはうちのほうで積み上がってくるだけですので、エクセルを公表すればいいだけの話なんですけれども、当然、名前だけじゃなくて、内容の問題とかいろんな問題が出てくると思いますので、この辺についてはもう少し時間をいただきたいと思っております。

それから、評価の数につきましては、うちのほうではある程度数を絞って、そこを精査して評価していただきたいというふうに職員にはお願いをしています。理由としましては、今、行政評価をやった多くの市町村の中で、行政評価ということだけが目的になってしまって、その後が生かせないという状況になっております。事務がこれにばかりとられるわけにはいきませんので、もうしばらくはこの中から職員が選んで評価をしていただいて、それを生かしていただきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それをよろしく願いしておきます。

また、企画政策課の分は事務事業の評価というふうな感じでの事業の捉え方、財政課長は恐らく各事業が積み上がった上での予算というふうな形だろうと思いますので、私の考え方は、どちらかというとなら財政課長のほうに近いのかなと思っていますので、それはまた相談をさせてください。どういうことならできるのかということぜひお聞きしてみたいと思っています。

次の(3)番号法ですね、つまりはマイナンバー制度についてですけれども、これは本当に今から取り組む重要な施策というふうに思っています。私自身もよく把握できていませんけれども、単純に質問をさせてください。

まず、当初予算で上がっていた基幹系情報システムクラウドサービスの事業がこれに当たるということでよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これの全てが基幹系というわけではなくて、この中の一つの課題を解決する方法が基幹系システムの改修費だと考えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、企画政策課長が答弁されましたけれども、この番号法、マイナンバー制度は所管課及び担当の係というのはどこになるのか、教えてもらっていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

マイナンバー法関係は企画政策課のほうで担当することにしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

マイナンバーにかかわる制度というのは、非常に横が広いと思います。健康福祉課もそうでしょうし、税務住民課もそうなると思います。相当の横の連携というのがとれないと、なかなか厳しいのかなというふうにも思っておりますけれども、先ほどの答弁ですと、導入対策本部を設置するというふうになっておりました。

それで、ちょっと基幹系情報システムのほうに戻るんですけども、今年度の当初予算の特別委員会の中で、積算根拠がわかり次第、お知らせしますというふうな企画政策課長の答弁がありました。これはまだわからないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、実を言いますと国のいわゆるマイナンバー法の別表1と別表2について、その詳細は各省令で定めるというふうに決まっておりますけれども、その省令のところがやっと明確になった段階ですので、まだ詳細については申し述べることはできません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今議会でもシステム変更の追加補正が出ていますよね。そういった意味でも、国のほうがスタート時期は決めているにもかかわらず、なかなかおりてこないということなんでしょうけれども、今まで税務住民課で管理している住基カード、これも一旦マイナンバーへ一元化するということがよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

住基カードについては、新しいカードに一本化されます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、福祉関連、今、住民票コード、もしくは任意の番号を振って管理をされていると思いますけれども、これもマイナンバーへの登録で一元化するという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ナンバーは実を言うと、今、うちのほうで持っているのは、いわゆる住基のナンバーを持っておりますし、うちの基幹系で持っている番号もあります。それを全て一律に個人番号にしてしまうというわけではございませんので、それについては国のほうが守備範囲を決めておる分だけが個人番号がつくというふうに考えてください。実質的には、いわゆる日本国に住んでいる人全てに個人番号がつきますけれども、全ての情報がうちの基幹系で見られるというわけじゃございませんので、その辺は多少詳しい、細かい点がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、ちょっと個人情報をお聞きします。

今、基山町にも個人情報保護条例がありますけれども、この条例と番号法上の個人情報、

この概念は、要するに基山町の個人情報保護条例に包含するという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

個人情報という言い方と、番号法で特定個人情報という言い方もいたしますけれども、国が配付しました個人番号というんですかね、これにひもづけされた個人情報が特定個人情報ということになります。これにつきましては、個人情報保護条例についても今後見直しの部分が出てくるかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。私も番号法の、特に第29条、第30条、第31条、これは個人情報について書いてあるんですけれども、ちょっと特殊過ぎて非常にわかりづらいところがあったので、あえてお聞きしました。それによると、特定個人情報ということで別に設ける可能性が非常に高いのかなというふうな感じで聞きましたけれども、今からお尋ねする広報のあり方もそうですけれども、この質問項目の全体を鑑みて、先ほど神前議員もいみじくも同じようなことを言われましたけれども、情報をきちんと管理運営する所管課、この必要性が非常に強く感じられるわけです。今、恐らく検討中の課制制度改革、もうすぐ中間報告が出るのかどうかわかりませんが、この中で、私、個人的にはぜひ、例えば、情報課とか情報管理課、もしくは情報管理室、こういったものが必ず必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、このあたりいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、言われたように、機構改革の中間報告が上がってくるような感じのところまでなっておりますけれども、その点につきましては、今、番号法ということでマイナンバー制がこの先、施行されますので、その分も含めて、中間報告を受けて、また推進本部ですかね、そこもまた検討しながら機構改革をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、企画政策課の恐らく協働推進係がこのマイナンバー制度も担当するような形になっていると思うんですよね。しかも、1人ですよね。係長を除くと、担当は1人になる。本当に対応できるのかなとちょっと心配なところもありますので、ぜひとも検討ください。

この項目の最後になります「広報きやま」の今後のあり方について質問をいたします。

答弁でもありましたように、非常に大切な情報源であります。どれだけ手にとっていただくか。もちろん中身を見やすく、わかりやすくできるかということですが、私も議会広報、いわゆる議会だよりを3年半、編集に携わってきました。本当に中を変えていくというのは難しいなと痛感しています。ましてやページ数の問題ですとか、いろんな制約がある中で、議会の情報だけをその中に入れ込んでいいのかというふうなジレンマも常に持っている中で、あえてお尋ねさせていただきますけれども、まず、月2回発行するという事で担当者1人の状況です。レイアウトを埋める作業で精いっぱいになっていないか、そこが非常に心配なんですけれども、とりあえず期限内に提出するという事に追われているという認識はございませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

広報担当も広報だけの担当じゃございませんので、実を言うと非常にスケジュールに追われているという実感は持っております。そういう中で、やはり皆さんで読んでいただくためには、このまま連絡事項だけじゃまずいんじゃないかという認識がありますので、取材記事を掲載するようというふうな指示はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

全国的に今、この自治体広報のあり方というのは、非常に力を入れているところが多くなってきました。九州内でも、霧島市、菊池市、これは全国でも指折りの自治体でもありますし、近いところでは大刀洗町なんかも、要するに広報の電子版という形で、いろんな媒体でページをめくるような形をとっています。これはやっぱり若い人たちにとってはすごく有効

な手段だろうなというふうに思っています。

ぜひとも広報のあり方そのものを学ぶ機会というのは担当者に与えてほしいなと思うんですけども、そういうことは今までされたことありますか、研修機会とか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

昨年の担当が実を言うと研修に行きましたんですけども、人事の都合でかわりましたので、ちょっとそういうことはございますけれども、機会があれば、そういう機会を設けるようにしております。それから、大刀洗町の話をされましたけれども、それについても、今、副町長の紹介で検討をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

広報というのは本当に決まった行事とか決まったレイアウトに縛れば縛るほど、見る側にとってはどんどんと魅力が薄れていきます。ぜひ来年の入札ですね、来年度の入札の仕様書で、例えば、フルカラーで幾らかかるのかとか、ページ数が現在12ページですけども、24ページで幾らかかるのか、それを月1回の発行にして幾らかかるのか、いろんな検討をぜひしていただきたいなというふうに思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

実を言いますと、2回を1回にということは検討はしております。価格的にはそんなに変わらないということを聞いております。要するにいい広報ができなきゃ何もならないわけですので、じゃ、どうだということを担当のほうに聞くんですけども、作業的にはそんなに変わらないというわけですよ。ということであれば、町民の皆さんに少しでも早く情報を提供するというのであれば月2回のほうがいいのかと、ちょっと今のところそういう状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らく作業はそんなに変わらないというのは、今やっていることであればそんなに変わらないということだと思うんですよ。それを抜本的に見直していこうというふうなことを課長も言っているから、それはこれからのまた検討課題として、それをそのままのみにされるのではなくて、やはり変えていくんだということをみんなで協力していこうというふうをお願いしたいなと思います。

それから、広報のあり方で、各課からのお知らせですけども、担当課と担当係と電話番号が載っていますけれども、ぜひ担当職員の名前と顔写真も載せていただきたいなと思っているんですよ。私はそれだけ町民との距離感を縮めていかないと、どの人に会えばいいのかというのが恐らく町民の方もわからないと思うので。ただ、絶対笑顔の写真でないといけないですよ。むすっとしている写真を載せていたら、それこそ最悪ですから、ぜひその辺もお願いしたいなと思って、残り20分しかありませんので、大切な新しい図書館の話に移らせていただきます。

私はあえて新しい歴史民俗資料図書館についてというふうに題名を書きました。今回、図書館関連の質問は3回目となります。平成23年12月では場所の提案をさせていただいて、25年6月議会、これは建物や設計等の提案をさせていただきました。そして、今回、運営について質問をさせていただきます。

まず、あえて先ほど一応図書館長ですというふうに答えられましたけれども、私は一応であっては困るなと思っています。

そこで、図書館長であられる教育学習課長へお尋ねいたします。

図書館法の第2条の定義、そして、第3条の図書館奉仕、この条文というのは非常に特徴的な言葉を使っています。第2条、第3条、これをどのように受けとめられているのか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

図書館法を宙に覚えておりませんので、申しわけないですけども、答弁できません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

図書館法というのは、いろんな法律がありますがけれども、ずば抜けてすばらしい法律だなといつも私は思っています。あえて特徴的なことを言うと、どこにも書籍とか本という言葉は出てきません。また、第2条の定義では、教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする建物であるというふうに定義づけしています。先ほど原課長は、本を借りて読むところだから、町立図書館とわかりやすい名前がいいんじゃないかというふうに答弁されましたけれども、私はあの答弁を聞いて本当にがっかりしました。図書館長の方の本当に考えられることかなと。要するに図書館という、特に図書館法を理解している人であれば、ああいう答弁というのは絶対ないわけですよ。これをどれだけ読み解いていけるかということなんですよ。それを考えると、やはり情報と交流の拠点でしかないわけです。そのことを理解できないまま、新しい図書館は30年起債するわけです。30年間、本当に、私たちも含めてですけども、ここに座っているメンバーで決めていかなきゃいけないんですよ。それが本当にできるのかなと。人事権は町長にしかありませんけれども、図書館長の任命権というのは教育委員会にあると思います。私はあえて先ほどの答弁を聞いて、やはり図書館運営に精通した係長を図書館長として権限を持たせるべきではないかというふうに考えますけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、ちょっと私の考えでできる問題ではありませんので、差し控えさせていただきますと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かにそのとおりだと思います。ただ、恐らく今まで図書館長の任命を決めるときには、従来、教育学習課長が図書館長になっているから館長に任命しますということになっていたと思うんですけども、今、時代は、もうそういう時代ではないと思っているんですよ。やはり図書館運営に精通した人がきちんと館長として権限を持って、その場で即断即決をしないと住民の方は納得いかないというふうに思っています。

本来の質問の意図ですけれども、どこで、誰が、どのようにしてこの運営方針を決定していくのか、これをお尋ねいたしました。答弁によりますと、とりあえずワークショップも終わって、これから検討委員会の話も聞いて、あとは庁舎内の準備委員会で方針を固めていくというふうな答弁でしたけれども、今後、町民の皆さんの意見というのはどこにも反映されないということですか。そんなことはないと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

先ほど町長の答弁にもありましたように、意見交換会での意見、それから、ワークショップ等での意見、これは町民の皆さんの意見だということで、そういうのを集約した中で今後の方針は決めていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、もう町民の皆さんの意見は聞いたという認識なんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

ワークショップを3回行いまして、毎回、相当数の方も見えました。また、意見交換会でも相当数の方が見えております。必要があれば今後も意見交換会は開催しないといけないかもしれませんが、建設だけにかかわらず、運営方法とか今後の将来の図書館についての期待とか、そういった意見もたくさんいただいております。また、図書館独自でアンケート等も行っておりますので、そういった中に町民の皆さんの御意見は含まれているんじゃないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

まず、パブリックコメントを求めた際は、あれは建設基本構想だったんですよね。要するに建設に対しての意見を求めている、そのパブリックコメントのほとんどが運営に対しての

町民の声だったと思います。ですから、ほとんど回答をしていないはずですが、パブリックコメントについては。ワークショップにしても、やはりあれは建物そのもののワークショップだったと私は認識しています。だから、運営については全く町民の方の意見というのは、恐らく図書館のほうに直接、これがこうあったらいいよね、これはこうしたほうがいいよねというふうな提案も含めた意見は上がっているかと思いますがけれども、本当にそれでいいのかなど、ちょっと正直驚いています。だからこそ、私は何遍も何遍もこの本会議でも図書館建設特別委員会でも基本計画は絶対つくるべきじゃないですかというふうにお願いをしてきました。それでも今はつくる考えはないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

「新しい基山町立図書館・資料館」建設基本構想というものを検討委員会からの提案書に基づいてつくっておるところでございますけれども、この中にも将来にわたっての構想といえますか、そういうものが含まれております。管理運営等につきましては、そのときそのときで見直しも必要かと思っておりますけれども、現時点においては現在の図書館を新しい場所に建てかえるという、その時点での構想でございますので、当面の管理運営については、その後の御意見を聞きながら検討ということになろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

本当に意味がよくわからなかったんですけれども、じゃ、あえて聞きます。

新しい図書館の基本理念は何ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。（「議長、いいです」と呼ぶ者あり）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らくこの「町の文化的情報（知・学・交流）の拠点」だと思うんですけども、要するに理念を言えないんですよ、恐らくここに座っている皆さんが。理念を言えないということは、いろんな町民の声に対して答えることができないんですよ、理念がないということは、

そこがぶれてしまうので。だから、私は少なくとも、基本構想は建設基本構想で構いませんけれども、今、子どもの読書推進計画ぐらいしかないと思いますけれども、答弁を聞いていると残念でしょうがなくてですね、非常に言葉を選んでしまいます。

とにかく基本計画はずっと言ってきました。でも、本当言うと、それにサービス計画、運営ビジョン、これらを決めなければ、例えば、図書館の内装の色調とか、什器とか、家具とか、企画とか、開館時間とか、閉館日とか、何一つ決まっていかなければなんですよ。それをつくらなくて、どうやってこれを決めていくのかというのが私には全くわかりません。

これをちょっと今この場で幾ら言っても先に進みませんが、一つだけ、日本図書館協会が編集しています「公立図書館の任務と目標」という書籍がございます。これを読み解くと、本だけに偏らずに、町民のニーズに役立つ場であって、将来にわたってその土地を表現し、そこに暮らす人たちを支える場であるというふうに読み解けるわけですよ。ですから、郷土資料を収集し、アーカイブすることや、それを使って情報を発信し、基山に暮らすことを誇らしげに感じてもらう場であらなきゃいけないわけです、図書館というのは。それが何かすぼんと抜け落ちているみたいなんですけれども、ちょっと話を変えます。

町長にお尋ねいたします。

議会答弁というのは永代にわたってその記録が残ります。当時の決定権を持つ方々が、要するに先ほど言いました建設基本構想、これをあっさり「新しい基山町立図書館・資料館」建設基本構想から「新しい図書館建設」ですね、いわゆる「等」を抜いて図書館建設というふうに変えられました。8月20日の臨時会では、町長は歴史民俗資料に関してはスペースの上からもそうはいかない、うたうわけにはいかない、だから削除したと、こう述べられましたけれども、正直、私はその答弁を聞いていて愕然といたしました。先ほど述べました図書館法の第3条第1項、イの一番に郷土資料という言葉が出てきます。郷土資料を収集するのが図書館であるわけです。だから、私は町長に、図書館の中には当然ありとあらゆる郷土資料を含んでいるため、あえて「等」の文字を削除したんだと答弁してほしかったんですよ。ただ、残念ながら歴史民俗資料に関してはスペースがないから外したんだというふうに答弁をされました。あの答弁、修正はございませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いろいろ今聞いておりましたけれども、1つには、今の課長がどうこうと言うつもりはございません。ただ、本当に今までやってきた、それじゃ、課長が館長なんだよというだけでいいかどうかということ、これは私もかねがね疑問に思っておりました。

それともう1つは、やっぱり基本理念といいますか、その辺のところは集いとか交流とか情報とかということがこれからの図書館は絶対必要になると。しかし、その中心になるのは、やっぱり本だということじゃないかと思うんです。この前、佐賀で何か集まりがあっただけでも、本当に集ってお茶飲むだけでいいのかなと。そうじゃなくて、やっぱり図書館の基本は本だというような話があった、それは新聞報道か何かに載っておったのを私もちよっと今思い出しました。

それから、郷土ですけれども、当然、基山にもこれだけの歴史があるんですから、郷土、それに関するコーナー、書籍コーナーとか、そしてまた展示コーナーとかは当然外すわけにもいきませんから、もちろんやっていきますけれども、ただ、やっぱりそのためにはもっとスペースが欲しいなというようなこと。展示のスペースが欲しいなと、それから、貯蔵のスペースも本当に言うところと一緒にしたかったんですけども、それをこの前、私は言ったと思うんですよ。だから、何もスペースで郷土資料をなくすとか、そういうつもりはさらさらございません。それだけは申し上げておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かに郷土、特に民俗資料というのはかなり大きなものが含まれます。だからこそ、私は今度の図書館はそういうデジタルサービスとか、いろんなバーチャル体験ができるようなもの、電子部門も含めて考えていってほしいなというふうに思うわけです。

それと、正式名称についても、課長は先ほどの牧菌議員への答弁の中で、基山町立図書館でわかりやすくいいんじゃないかなというふうに言われましたけれども、やはりそれも決めていくのではなくて、決め打ちしていくのではなくて、それこそ理念がやっぱりそこに入らなきゃいけないと思っているんです。例えば、想像図書館であったら、子供たちも含めた想像を促すような企画を想像図書館だからやっていくんですというふうに言えるわけですよ。情報交流図書館であれば、やはり基山町の全ての情報をこの図書館に集めるんですと言えるわけですよ。ただ単に名称一つでも、わかりやすいからというだけではなくて、結果的

に町立図書館になったというんだったらわかるんですけども、わかりやすいからという理由で決めてもらおうと非常に全てがぶれてしまうというふうに思っております。

ですから、そのあたりも含めて今から本当に、私も実は民間の仲間で、今、運営ビジョンの案をつくっています。今、実際に20ページぐらいつくりました。それだけ真剣になってこれからの図書館運営のあり方というのを考えています。ですから、そういう町民がいるということもぜひ頭に入れて、今後の準備委員会も含めた委員会に臨んでいただきたいなというふうに思っています。

少々熱くなって大変失礼をいたしました。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後4時50分 延会～